

鳥取市公共施設再配置基本計画

(第1版)

鳥取市
平成28年3月



はじめに

これまで公共施設等（公共建築物やインフラ）は、人口が増加していく時代を中心に急速に増加し、私たちの暮らしを豊かにしてきました。

そうした中、平成24年12月に発生した痛ましい“笹子トンネル天井板落下事故”は、「私たちの生活や社会経済活動を支えている公共施設等は、日々老朽化しており、対策を講じなければ将来的に危険な存在となり得る」という、高度経済成長を遂げた日本が抱える重大な課題を示すものでした。

その後、国は平成25年11月に「インフラ長寿命化計画」を発表し、全国の自治体に対して、公共施設等の老朽化対策の方針となる“公共施設等総合管理計画の策定”を要請しました。このことによって、多くの自治体で『公共施設の更新問題』への対策が議論されることとなりました。

鳥取市においては、公共施設の更新問題に加え、人口減少という今まで経験したことのない大きな社会情勢の変化にも対応するため、国の要請よりも早く、公共施設の統廃合や民営化など、これまでさまざまな取り組みを積極的に行ってきました。

また、平成27年2月に「新しい公共施設経営（ファシリティマネジメント）」の指針となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」を、平成27年12月には「鳥取市公共施設等総合管理計画」を策定するなど、積極的に検討を進めてきました。

このたび策定した『鳥取市公共施設再配置基本計画』は、前述の“経営基本方針”に基づき、“将来に過度な負担を残さず、公共サービスを維持・向上させるために、どのような公共施設の見直しが必要か”という視点で公共施設の方向性について、施設ごとに本市としての考え方をまとめたものです。今後は、この基本計画に沿って、市民の皆さんと意見交換し、具体的な取り組み内容を検討していきたいと考えています。

公共施設の再配置を進めるうえで、新しい価値を生みだす“複合化”や“多機能化”“公民連携”などは重要な手法と考えています。一方、これらの手法は、みんなの公共施設に対する既成概念や現状の利用環境に変化をもたらすものもあり、ときとして、利用者が不便を感じられることも考えられます。

しかし、公共施設が老朽化し、社会情勢が変化している今こそが、変革の時期であり、“公共サービスの新たな可能性を拓く好機（チャンス）”です。鳥取市のめざす明るい将来像に向けて、長期的かつ総合的な視点で、前向きに『公共施設の再配置』を進めていきます。

その取り組みの大きな原動力は、市民のみなさまの関心、理解および参画です。これからもみなさまと情報を共有し、今回打ち出した『鳥取市公共施設再配置基本計画』に基づき、一緒に創意工夫しながら、全市を挙げて積極的かつ着実に『公共施設の再配置』を実現していきましょう。

市民のみなさまの格別のご理解、ご協力をお願いします。

平成28年3月

鳥取市長 深澤 義彦

目 次

はじめに	1
第1章 公共施設再配置基本計画について	3
第2章 鳥取市の現状と「公共施設の更新問題」	6
第3章 「新しい公共施設経営（ファシリティマネジメント）」の指針	12
第4章 再配置（施設見直し）に向けた考え方	17
第5章 今後の施設の方向性（更新時の考え方等）	22
1 行政施設	23
2 地区集会施設	28
3 広域集会施設	33
4 社会教育施設	34
5 人権福祉施設	35
6 文化学習施設	36
7 生涯学習施設	38
8 スポーツ施設	40
9 保育園（幼稚園）	44
10 児童福祉施設	46
11 高齢者支援施設	49
12 障がい者支援施設	50
13 保健・医療施設	51
14 産業振興施設	54
15 農業振興施設	57
16 観光・保養施設	60
17 公営住宅	64
18 学校関連施設	66
19 公園施設	69
20 環境関連施設	70
21 その他施設	71
第6章 再配置計画の推進・マネジメント	77
用語説明	78
●資料編	
参考資料1：計画策定までの取り組み経過	81
参考資料2：鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針	82
参考資料3：公共施設経営の事例	85

第1章 公共施設再配置基本計画について

1 趣旨

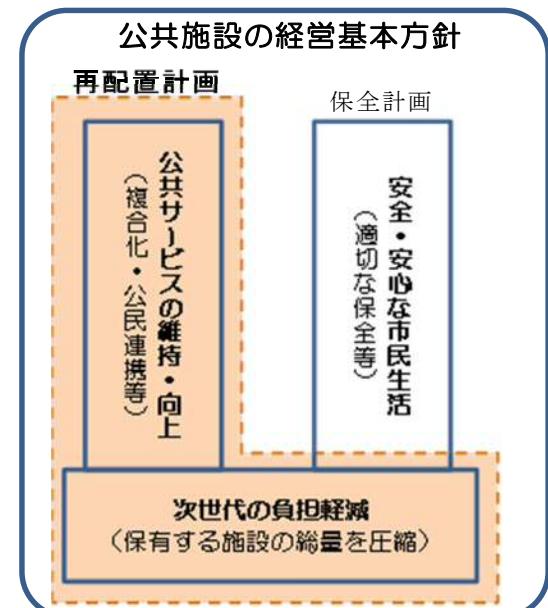
本市では、公共施設の更新問題（以下、「更新問題」という。）に対応するため、『新しい公共施設経営（ファシリティマネジメント）』に取り組んでいます。

平成26年度には、この「新しい公共施設経営」の基本的な考え方（取組指針）となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定し、“公共サービスの維持・向上”、“安全・安心な市民生活”並びに“次世代の負担軽減”の3点を公共施設経営の目的として掲げました。

これらの目的を達成するためには、公共施設経営をソフト面・ハード面の両方から考え、総合的かつ戦略的に取り組むことが必要となります。

そのため、本市では、“次世代の負担軽減”を前提とし、“公共サービスの維持・向上”に重点をおいた『鳥取市公共施設再配置基本計画』（以下「再配置計画」という。）を策定し、各施設における“公共サービス提供のあり方”や“今後の施設の方向性※”等についてまとめました。

なお、“安全・安心な市民生活”に向けた施設の維持管理を効率的・効果的に行うために、再配置計画とは別に「中長期保全計画（仮称）」の策定に向けて取り組んでいきます。



※ “今後の施設の方向性”の取り扱いについて

建物の状態がよく、現時点において、「当面維持」や「現状どおり活用」していくべき施設であっても、いずれは建物の耐用年数（更新時期）を迎えます。

この再配置計画に掲載する施設の方向性は、「将来的にどのように更新するか」という方向性について、現時点での基本的な考え方を示しています。

併せて、『更新等検討時期（耐用年数の到来時期）』を示すことで施設の方向性を検討するタイミングを予め知っていただくために作成しました。

実際に更新（建替えや大規模改修等）が必要となった場合には、この方向性をふまえて具体的な更新内容や手法等について関係者等と一緒に検討・調整し、事業化に向けた実施計画等を作成するなど、段階を踏んで進めていきます。

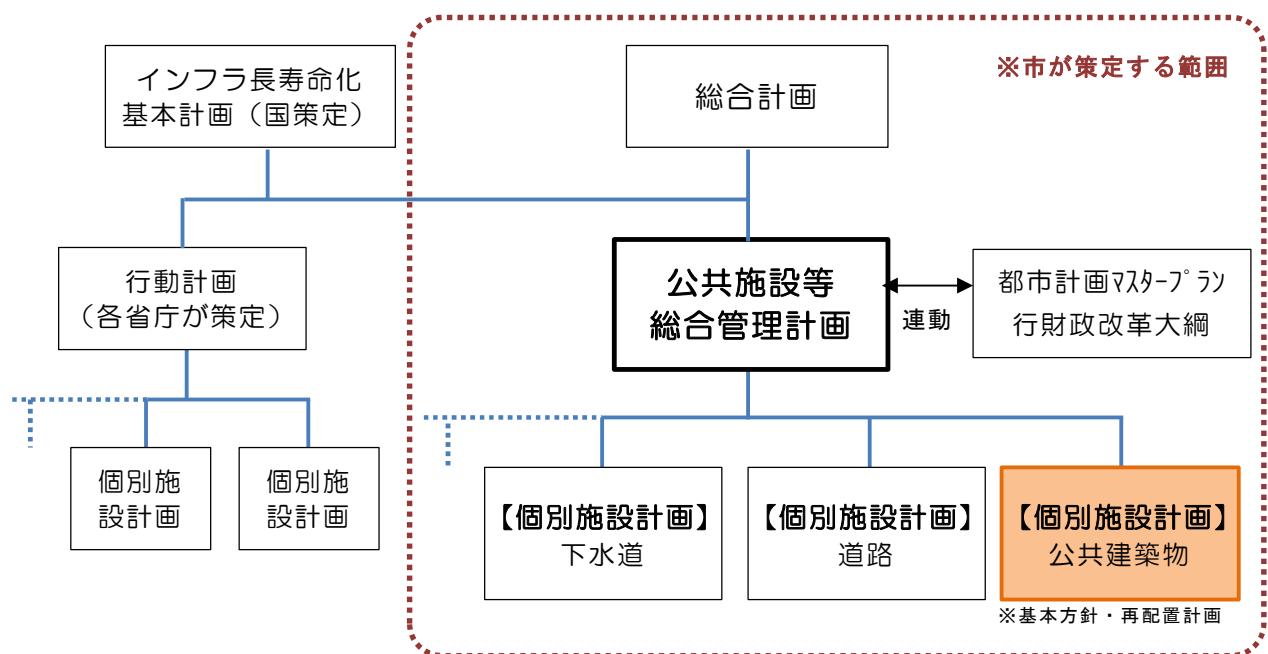
なお、この方向性についても社会情勢の変化等をふまえ、“新しい公共施設経営”の目的達成に向けた最も適した事業が実現できるよう見直していくことが求められます。

※更新等検討時期を迎えていなくても、複合化の対象となった場合などは施設見直しのタイミングとなります。

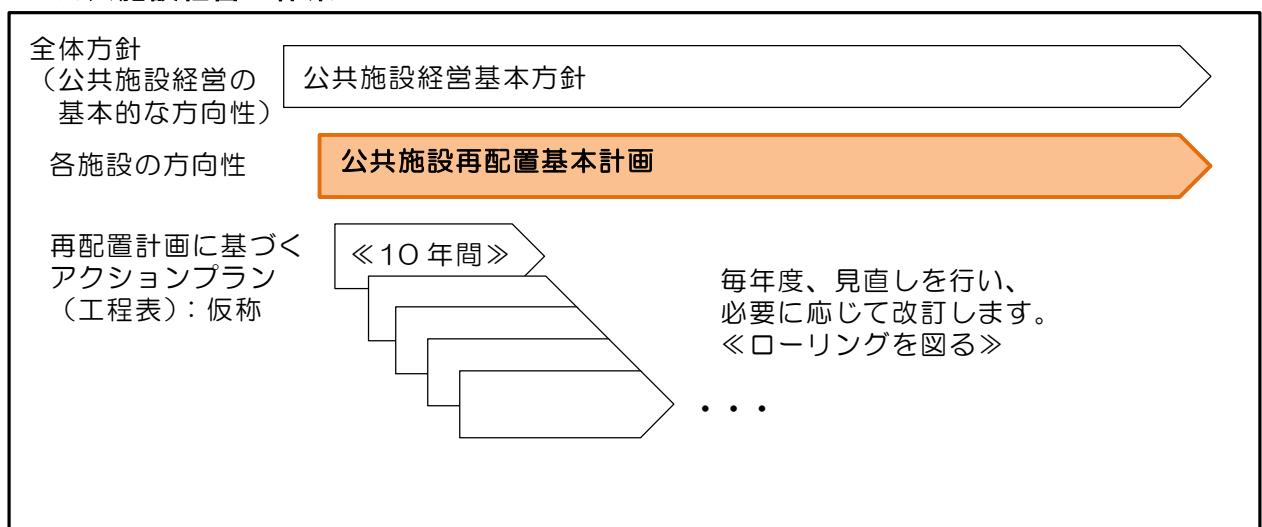
2 計画の位置付け

- ① 再配置計画は、基本方針に沿って策定するものであり、平成26年4月に国（総務省）が各自治体に策定を要請した「公共施設等総合管理計画」の下位に位置づけられる「個別施設計画」に該当するものです。
- ② 再配置計画は、本市の最上位計画である「鳥取市総合計画」の下位に位置する計画であり、「鳥取市行財政改革大綱」及び「鳥取市都市計画マスタープラン」と連動し、今後のまちづくり・公共サービスを考えるための計画です。
- ③ 再配置計画は、基本方針に掲げる公共施設経営の3つの目的のうち、主として「公共サービスの維持・向上」及び「次世代の負担軽減」の達成に向けた、本市の公共施設の活用・再配置等についての行動計画です。
- ④ 再配置計画は各施設における“今後の施設の方向性（考え方）”を示すものであり、事業化に向けては、関係者との協議・調整や事業費確保（予算議決）、実施計画の策定などが必要となります。

《公共施設等に関する計画の体系》



《公共施設経営の体系》



3 計画期間

再配置計画に基づく取り組みは、基本方針と連動することから、基本方針と終期を合わせて 2054 年度までとし、計画期間は 39 年間とします。

また、計画期間のうち直近 10 年間においてアクションプラン（行程表）を策定します。

なお、中長期的な視点で取り組んでいく中で、社会経済情勢等の変化が生じた場合や、事業化の調整が取れた場合には、適宜見直しを行うこととします。

4 対象施設

再配置計画の対象となる公共施設は、本市が保有している公共施設のうち公共建築物（建物）を対象とします。

道路や橋りょうなどのインフラや、公営企業会計にかかる施設の現状や取り扱い方針等は、公共施設等総合管理計画及びそれぞれの個別計画等に掲載することとし、再配置計画の対象から外します。

《鳥取市 PR 欄》

すごい！
鳥取市

すごい！が、
ギュッと詰まった都市、
鳥取市を“すごいウサギ”が
ギュギュっと紹介!!

見つけよー！見てみよー！

すごい！鳥取市

検索



<http://www.city.tottori.lg.jp/sugo/>

第2章 鳥取市の現状と「公共施設の更新問題」

市町村合併以降、本市においては、施設の統廃合、集会所等の地元譲渡など、公共施設の整理や、指定管理者制度の導入による効果的運営に努めてきましたが、施設の更新や整備、修繕は、施設所管課の施策や判断を基に施設毎に個別で検討されてきました。

そうした中、平成25年度から、公共施設経営を総合的かつ一元的に推進する取組を始めました。その取り組みの一つが、公共施設を取り巻く現状と課題を『見える化(可視化)』し、市民の皆さんと情報を共有する資料となる『鳥取市公共施設白書』の作成（平成26年2月公表）です。

この「公共施設白書」により、本市が“『老朽化する公共施設の更新に必要な多額の経費』を『減少していく財源』で賄わないといけないという「公共施設の更新問題」を抱えている”という状況が明確となりました。

1 鳥取市の現状

(1) 地勢

本市は、平成16年に1市6町2村の市町村合併によって、山陰地方で初の人口20万都市となりました。市域は765.31 km²となり、県内最大の広さになりました。

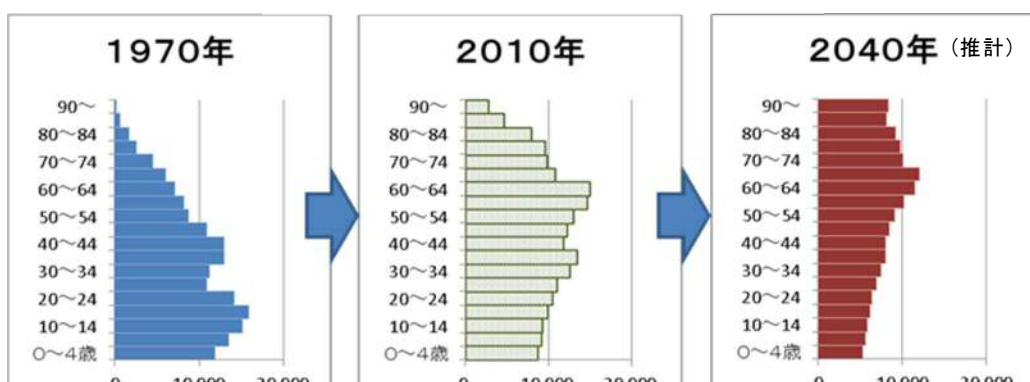


(2) 人口

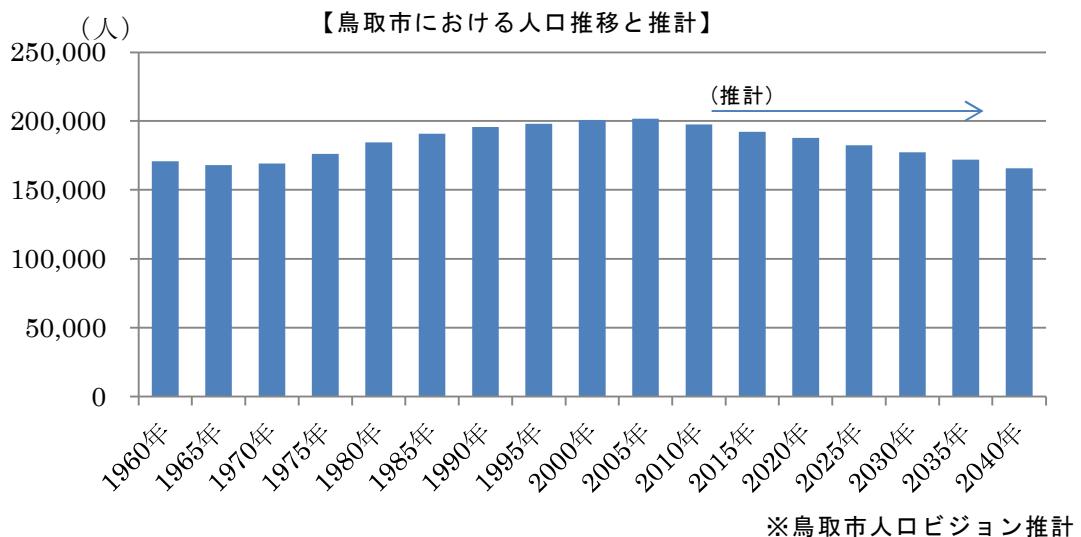
高度経済成長期から増加が続いた人口は、平成17年（2005年）をピークに20万人を越えましたが、その後は減少傾向にあります。

国立社会保障・人口問題研究所は、何の対策も講じない場合、本市の人口が2040年には、約15万人まで減少すると推計しています。（本市は出生率の上昇や転入増加に寄与する政策によって人口減少の抑制をめざしています）

【鳥取市における年齢構成の推移と推計】



※鳥取市人口ビジョン推計



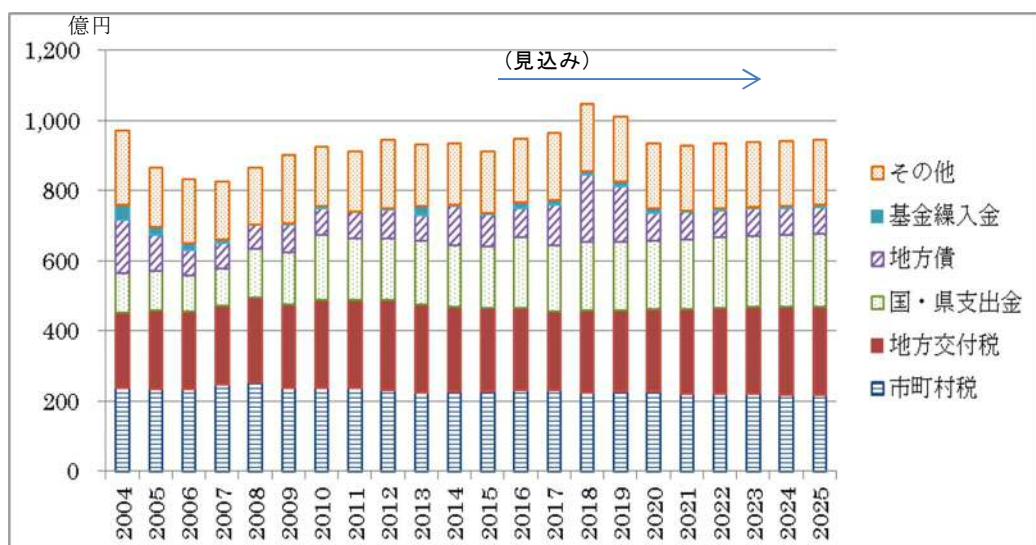
(3) 財政状況

平成 25 年度（2013 年度）は、約 520 億円の歳入一般財源がありましたが、合併算定替えの段階的縮減の影響で地方交付税が減少していきます。

これに加え、人口減少や少子高齢化などの進行が経済成長等を阻害し、本市の財政運営を厳しくさせることも懸念されます。

これまでも、市職員定数の適正化（市町村合併時から 300 人以上減）、施設の民営化・統廃合のほか、国・県支出金を活用した市債の抑制などによる歳出抑制を着実に進めてきましたが、財政状況は依然厳しい状況にあります。

【鳥取市における歳入決算額（一般会計）の推移及び見込み】



鳥取市 総務部行財政改革課 資料

※地方債は、現在の仕組みが継続されることを前提とし、各年度に 38 億円を発行した場合を想定しています。

(4) 公共施設の現状（公共施設白書より）

①施設量

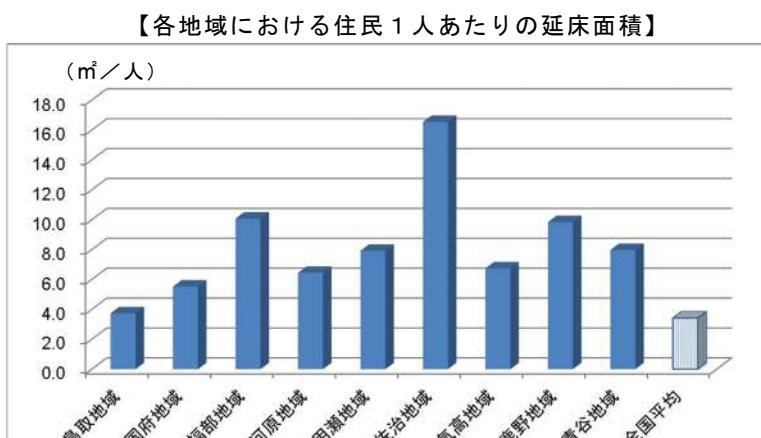
本市の公共施設の総数は 1,001 施設、総床面積は 901,632 m²です。（施設数・延床面積ともに平成 25 年 11 月末時点）

施設の総延床面積を市民 1 人あたりに換算すると、公共施設の延床面積は 4.65 m²/人であり、全国平均 3.42 m²/人（東洋大学調べ）よりも約 3 割多くなっています。

②配置（1人あたりの保有量）

異なる所管課で整備された施設において、施設機能や利用実態（目的）が重複している場合があります。

さらに、これまで自治体毎に公共施設をフルセットで整備・保有することが通常であったことから、旧自治体間において施設の配置への配慮はほとんどなされておらず、広域的利用の施設が近隣に整備されている場合もみられます。

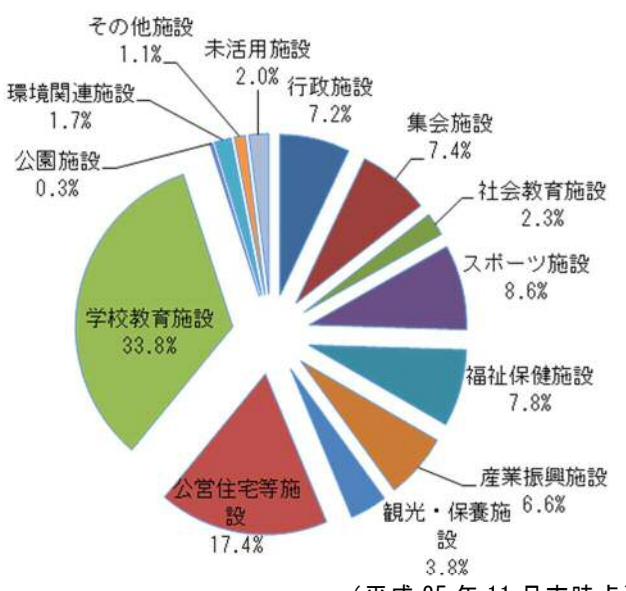


（平成 25 年 11 月末時点）

③施設分類

施設分類別の延床面積の割合では、学校教育施設が 34%、公営住宅等が 17% を占め、この 2 つで保有施設の総延床面積の半分を占めています

【鳥取市が保有する施設の性質別延床面積の内訳】



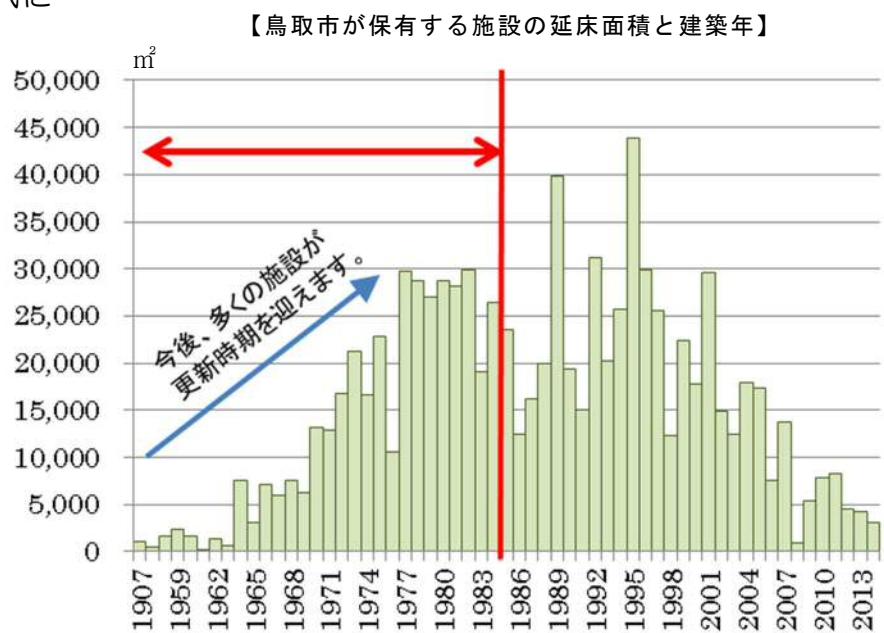
（平成 25 年 11 月末時点）

④整備時期

国、全国の自治体と同様に、人口の増加と併せて、公共施設（ハコモノ）やインフラを整備してきました。

全国の自治体においてみられる高度経済成長期の「集中整備の山」が、本市では、昭和40年代から昭和50年代に

見られます。加えて、本市においては、平成7年（1995年）頃にも“ふるさと創生交付金事業”を活用した「第2の集中整備の山」が見られます。



⑤老朽度

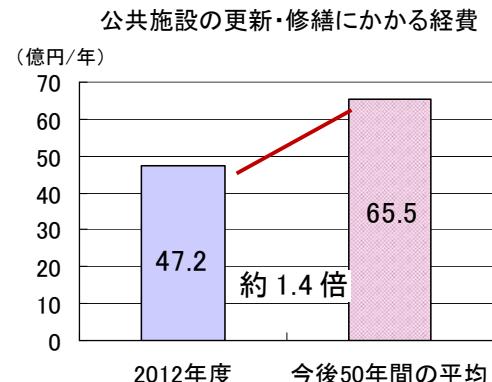
2012年（平成24年）末時点で、築30年を迎える公共施設は、38%になります。建物の耐用年数をおよそ50年と見た場合、高度成長期の施設が更新時期を迎える2025年（平成37年）には68%の建物が築30年以上となります。

⑥施設更新経費の試算

公共施設の建築年、延床面積並びに建物構造等を踏まえて、今後50年間に発生する施設の更新経費（建築・修繕・除却費等）を一定の基準の下で算出しました。

その結果、全ての公共施設を現状のまま保有する仮定した場合、総額で約3,274億円、1年あたり約65.5億円の経費が発生する見込みとなりました。

この額は、2012年度（平成24年度）に公共施設の更新・修繕に費やした経費約47.2億円（普通建設事業費・維持修繕費等）の約1.4倍に相当します。



2 鳥取市が抱える課題（公共施設の更新問題）

（1）施設管理コストの市民1人あたり負担の増加

少子高齢化を伴う人口減少社会を迎えるにあたり、生産年齢人口が減る中では、将来の大幅な税収増は難しく、逆に扶助費の増加、さらには地方交付税の縮減等によって、公共施設の維持管理に充てられる財源は減少することが予想されます。次第に減少する人口で、施設の維持管理費を賄うことから、今までは市民1人あたりのコスト負担は増加していくことになります。

（2）更新時期の集中

全国の自治体においてみられる高度経済成長期の「集中整備の山」に加えて、本市においては、いわゆる“ふるさと創生交付金事業”を活用した「第2の集中整備の山」が見られることから、集中した更新時期が長期間にわたり続くことになります。

（3）施設の老朽化

建物は、築25年から30年程度を経過すると、施設の老朽化や機能の陳腐化を防ぐため、大規模な修繕や改修が必要となります。今から10年後には、そのような建物が全体の約7割を占めることになります。

（4）施設機能の重複

公共施設は、それぞれ行政目的をもって整備されていますが、これまで自治体毎にフルセットで整備していたことや、施設所管課が各々個別に整備を進めていたことから、施設（部屋）の機能や、利用実態（目的）が同じ施設を重複して保有していることがあります。

（5）市民ニーズとの不一致・受益者負担の不均衡

市民ニーズ・年齢構成の変化や人口減少などによって、設置目的が形骸化したり利用頻度が低い施設が増えています。一方で、同じ機能の施設においても、施設によって利用料金や、利用者1人あたりの公費負担にはらつきが見られます。

（6）管理運営方法等のばらつき

施設の整備や管理運営方法が所管課ごとに異なるため、施設の維持管理費に大きな差が見られることがあります。また、多くの施設において、修繕履歴が管理されず、修繕計画が無い状況で対処的に修繕・管理が施されているケースが見られます。

（7）民有地借上げによる財政負担

施設の整備にあたって、長期間にわたりて民有地を借り上げている施設について、財政の負担が大きくなっている場合があります。

（8）公共施設＆インフラの更新問題

公共施設に加え、インフラ（道路・橋など）も同様に高度経済成長期や都市化の進展などによって、一斉に整備されてきました。従って公共施設と同様にインフラも更新問題を抱えていますが、よりライフラインとしての役割が強く、総量を縮減する余地が少ない公有財産であることを念頭に置く必要があります。

第3章 「新しい公共施設経営(ファシリティマネジメント)」の指針

1 「鳥取市公共施設の経営基本方針」の策定

更新問題は全国の自治体で共通の課題であり、本市においては、“市町村合併に伴う公共施設の増加”や“普通交付税の合併算定替えによる財政措置の段階的な縮減”という事情もふまえる必要があります。

また、更新問題に対応するには、これまで定着していた公共施設に関する既成概念を見直す必要があり、ときとして利便性等に影響を及ぼす可能性も否定できません。

しかし、人口減少・少子高齢化は社会様態の変化であり、同時期に公共施設が更新時期を迎えるということは、イマこそが変革の時期であり、“公共サービスの新たな可能性を拓く”好機（チャンス）ともいえます。

そこで本市は、前向きに『新しい公共施設経営（ファシリティマネジメント）』を推進することで更新問題に対応し、将来にわたって市民へ過度な負担を押し付けない、「いつまでも暮らしたい。誰もが暮らしたくなる鳥取市」の実現をめざすこととしました。

この「新しい公共施設経営」を中長期的な視点で戦略的かつ総合的に推進していくため、平成27年2月、取組の骨子となる「鳥取市公共施設の経営基本方針」を策定しました。

2 基本方針の概要

課題の抽出 ⇒ **目的の設定** ⇒ **目的達成に向けた戦略**

（1）課題の抽出

新しい公共施設経営において、本市が取り組むべき課題を3点に絞り込みました。

（課題1）多様化が見込まれる市民ニーズに対応するため、新しい視点での公共施設の運営や民間活力の活用が求められます。

（課題2）安全・安心な市民生活を支え、災害にも強い、安全性・耐震性を備えた公共施設を確保することが求められます。

（課題3）次世代への負担を軽減するため、長期的な視点を持ちつつ、早期に取り組むことが求められます。

※ 絞り込みにあたっては、市民アンケートの結果をはじめ、有識者会議である「鳥取市公共施設のあり方見直し研究会」からの提言、さらには公開講演会の講師を務めていただいた先進自治体（浜松市・秦野市・さいたま市ほか）の実務経験者から助言など、さまざまな視点をふまえ決定しました。

(2) 目的の設定

“取り組むべき課題”をふまえ、公共施設経営に取り組む目的を次の3つとします。

本市は、3つの目的に向かって、市民と情報共有し、公民連携を深めながら公共施設経営に継続して取り組むことで、「いつまでも暮らしたい。誰もが暮らしたくなる鳥取市」の実現に寄与します。

(目的1) 公共サービスの維持・向上

～建物ではなく、サービスの提供を重視すること～

市民ニーズや社会様態にあった公共施設に転換することで、施設におけるサービスの維持・向上を図ります。

(目的2) 安全・安心な市民生活

～市民・施設利用者の命を守ること～

将来にわたって安全性の確保された公共施設を市民に提供し、安全で安心な市民生活・活動を支えます。

(目的3) 次世代の負担軽減

～市が保有する施設（土地・建物）の総量を圧縮すること～

中長期的な視点を持ち、公共施設にかかる生涯経費を圧縮し、次世代へ過度な負担をかけません。

(3) 目的達成に向けた戦略

目的の達成に向けて、次の8戦略を最適に組み合わせ、“公共施設の経営”を進めていきます。



(戦略1) 公共施設を最大限に活かす！

複合化・多機能化によって拠点性を高め、新しい価値を生みます。

- ・従来の1施設1機能の考え方ではなく、施設機能の複合化・多機能化等により、新たな交流を生む魅力ある施設をめざします。
- ・建物性能が充実している施設は、拠点性を高め、稼働率の向上に取り組みます。
- ・社会様態や市民ニーズの変化に合わせた施設運営により、施設の稼働率を高めます。
- ・複合化と共に施設への交通手段や市民、他施設とのネットワーク確保に取り組みます。
- ・施設の利用範囲等の拡大や積極的な情報発信等により、利用率の向上に取り組みます。





(戦略 2) 施設分類別に方向性を定める！

施設の利用圏域や施設用途をふまえた施設経営を進めます。

- ・利用者状況や施設用途などにより、施設を次の5区分に分類し、方向性を検討します。
(広域施設、市域施設、地域施設、生活圏施設、コミュニティ圏域施設)
- ・市民アンケート結果や行政需要等をふまえ、各施設分類の方向性を設定します。



(戦略 3) 公民連携で Win-Win のカタチをつくる！

市民・民間事業者・行政の協働の仕組みを構築します。

- ・市民目線での情報公開を積極的に行うことで、情報の共有化に努めます。
- ・施設の更新やサービス提供における、民間資本やノウハウの活用を推進します。
- ・施設の魅力づくりや活性化につながる市民・民間事業者の取組みをサポートします。
- ・市民・民間事業者からの提案制度等の導入を検討し、公共施設経営に参画しやすい環境づくりに取り組みます。



(戦略 4) 未来に向けた施設配置に努める！

これからのまちづくりと整合性のとれた施設経営を進めます。

- ・連携中枢都市圏構想の推進をふまえ、周辺自治体と連携した取組を進めます。
- ・新しいビジネスチャンスや交流を生む、圏域の活性化に繋がる取組を検討します。
- ・多極ネットワーク型のコンパクトシティの実現に向け、地域拠点となる施設への機能集約・充実を図ります。
- ・災害時に指定避難所となる施設に求められる安全性や性能の確保について検討します。
- ・県及び近隣自治体との連携・役割分担等を検討します。



(戦略 5) 予防保全への転換を図る！

着実な施設保全で安全な施設づくりを進めます。

- ・施設所管課と営繕部門が連動した計画的な予防保全の体制・仕組みづくりを進めます。
- ・施設点検の実施と適切な処置により、利用者の快適性の向上と事故の防止に努めます。
- ・施設の劣化速度の鈍化を図り、施設の耐久性を保つ取組を推進します。
- ・施設点検結果や修繕データを一元管理、活用する仕組みづくりを進め、中長期保全計画を策定します。
- ・修繕工事の実施にあたり、優先順位を付ける仕組みを構築します。
- ・修繕工事の一括発注の推進や、不要な道連れ工事の抑制など、計画的な施設保全に努めます。



(戦略 6) 中長期的な視点で生涯経費を縮減する！

生涯経費に着目して費用対効果の高い施設更新・管理を進める。

- ・生涯経費圧縮に繋がるサービス提供主体や運営手法の転換、借地解消等を検討します。
- ・行政が提供すべき公共サービスとして、優先度が高い施設の維持更新を優先しつつ、低い施設の用途転用、売却等を進めます。
- ・近隣で重複している機能（施設）は、旧自治体区域にとらわれず整理・統合を進めます。
- ・設置目的を終えた施設や費用対効果が低い施設、利用者が特定されている施設等は、建物の耐用年数が残っていても積極的に処分（売却等）を検討します。
- ・「40年間で延床面積 29%の縮減（次項参照）」を数値目標として取り組みます。



(戦略 7) 必要な財源を確保する！

基本方針に沿った取組みは重点的に予算配分します。

- ・公共施設経営に関する取組は、基本方針に沿うことを前提とします。
- ・施設の売却等によって得た財源は、原則として公共施設経営の基金に積み立てます。
- ・施設更新・修繕に必要な経費の年度間較差を平準化することで、財政負担を軽減します。
- ・施設経営による収益（財源）確保の方策の導入や、仕組みの構築に取り組みます。



(戦略 8) 管理から経営へ発展する！

企画から処分まで、一元的なマネジメントを推進します。

- ・施設データを一元管理し、総合的かつ戦略的に取り組む組織体制・仕組みを構築します。
- ・施設のライフサイクル（企画から設計・建設・運営管理・修繕・解体まで）を通し、効率的、効果的に取り組む組織体制・仕組みを構築します。
- ・施設の更新等を検討する際、公共施設経営の所管課等による事前協議制度等を導入します。
- ・公共施設経営の適切な運営管理（PDCA：PLAN（計画）、DO（実行）、CHECK（検証）、ACTION（改善））を行い、定期的に見直しを図ります。
- ・公共施設経営（ファシリティマネジメント）に精通した人材育成等を進めます。

3 数値目標

公共施設経営の目的の一つである「次世代への負担軽減」を確実に達成するため、「40年間で延床面積 29%の縮減（下記参照）」を数値目標として取り組みます。なお、長期的な取組みであるため、目標数値は適宜見直します。

《目標設定の考え方》

①目標とする指標

「公共施設の更新問題」に対して、軽減すべき負担とは、老朽化した施設の「更新経費」です。本市における将来の更新経費は『更新する施設の延床面積×更新に必要な単価（建築・大規模改修・除却費等）』から算出しており、延床面積を縮減していくことが負担軽減※1につながると考えられます。

また、多くの自治体が延床面積を数値目標として採用していることもふまえ、施設総量（延床面積）の縮減を指標とします。

※1 《補足》

更新経費の縮減のため長寿命化に主眼を置く自治体もみられますが、長寿命化による更新経費の縮減の効果（実績）は、長期的な視点で確認できていません。（先進自治体においても、長寿命化工事による新たな負担の発生、更新経費（負担）の先送りにつながる可能性を指摘する意見があります）

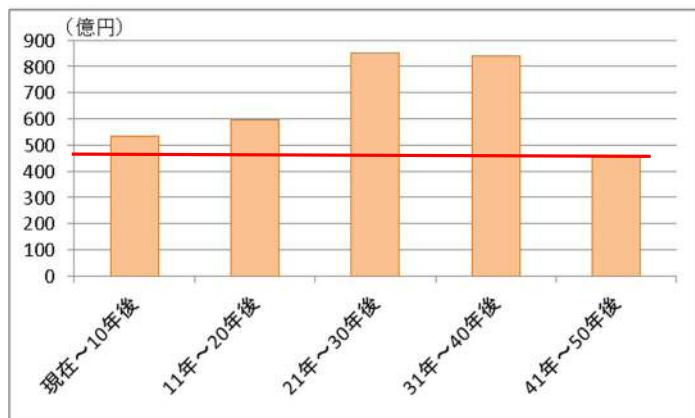
計画的な修繕等を実施することによって、結果的に建物の寿命が延びることもありますが、本市では、確実に更新経費を縮減することにつながり、客観的に分かりやすい“延床面積の縮減”を指標とします。

②目標達成の期間

将来の更新経費の試算によると、20～40年後の期間に更新のピークを迎える。

後年度に負担を先送りせず、このピークを超えるため、段階的な総量縮減に取り組む期間を40年間とし、40年後を目標年度とします。

今後発生する施設更新経費（10年単位で算出）



※横線は、平成 24 年度に施設更新に要した予算規模

③目標とする数値

平成 24 年度に公共施設の更新に使用した額は、約 47 億 2,000 万円※2 でした。

今後 40 年間にわたり、平成 24 年度の額を維持したと仮定すると 1,888 億円の更新経費（予算）が確保できる計算となります。

一方、今後の 40 年間で発生が見込まれる更新経費は、約 2,821 億 9,000 万円と試算され、933 億 9,000 万円の差額が生じることになります。

この額は、施設更新経費の単価（本市平均：35.7 千円/m²）から計算すると、261,597 m² 分の更新経費にあたります。

これは、施設総量（901,632 m²）の約 29%（40 年間に発生する更新対象施設の面積のうち 33.1%）にあたり、この面積を縮減することを数値目標とします

※2 《補足》

① 47 億 2,000 万円は、公共施設白書を作成した時点で直近の決算（平成 24 年度）から公共施設の更新に要した総額です。今後、弾力的な財政運営を行うためには、臨時財政対策債分を除く公債費を 60 億円程度まで落としていく必要があり、そのためにも、庁舎や可燃物処理施設の整備を除き、一般的な市債発行額を平成 24 年度並みとする必要があります。

年度によって公共施設にかける予算額は変動しますが、市町村合併後の数年間は合併に伴う臨時的な財政需要があったこと、平成 20～23 年度までは平成 19 年に起きたリーマンショックの影響で国の各種臨時交付が増え、特殊事情の下での財政規模であったことなどを踏まえて、公共施設にかける年間予算の基準は平成 24 年度値が妥当と判断しました。

なお、近年の投資的経費の確保は、市債と合わせて社会資本整備総合交付金や学校施設環境改善交付金などを活用したうえで実現しており、今後、これらの国庫支出金が縮小の方向で見直されれば、公共施設とインフラの更新修繕にかけられる予算も下方修正（＝縮減目標面積の上方修正）する必要があります。

② 延床面積の縮減によって、併せて光熱水費等が縮減されることも想定されますが、どの程度縮減されるか計ることは困難なため、目標設定では考慮しません。

《鳥取市 PR 欄》

すごい！
鳥取市

すごい！が、
ギュッと詰まった都市、
鳥取市を“すごいウサギ”が
ギュギュっと紹介！！

見つけよー！見てみよー！

すごい！鳥取市

検索



<http://www.city.tottori.lg.jp/sugo/>

第4章 再配置(施設見直し)に向けた考え方

再配置計画では、経営基本方針で定めた施設分類別の方針性や個別施設の状況（利用実態・建物状態）等をふまえ、今後の方向性（考え方）について示します。

施設が更新等検討時期（耐用年数をふまえて更新・見直し時期の目安）を迎えた際は、この方向性に基づき具体的な検討を進めていきます。

1 方向性の取り扱い

◆再配置計画における施設の方向性は、市における現時点の基本的な方向性（考え方）であり、確定事項ではありません。

各施設において、更新（建替えや大規模改修等）や施設見直し（施設が不要となる等）が必要となった場合、「将来的にどうするのか」という方向性について、現時点での基本的な方向性（考え方）をまとめたものです。

実際に更新や施設見直しを検討する際には、この方向性をふまえ、具体的な更新内容や手法等について関係者等と一緒に検討・調整し、事業化に向けた実施計画等を作成するなど、これまでどおり段階をふんで進めていきます。

なお、社会情勢の変化等をふまえ、“新しい公共施設経営”の目的達成に向けた最も適した事業が実現できるよう、方向性を見直していくこととします

2 対象施設等

（1）対象施設の考え方

施設白書を基にした公共施設台帳（データベース）に掲載している全ての公共建築物を対象とします。ただし、従属性的な施設など特殊な施設の方向性については、次のとおり取り扱います。

①複数の施設（棟）で構成される施設は、主となる施設のみ方向性を示します。「従属性的な施設」は主となる施設に準するため、記載を省略します。

例：ア) 総合支所（主）と総合支所車庫・駐輪場（従）

イ) 学校（主）と学校プール（従）

ウ) 団地（主）と団地ポンプ室・ゴミ置き場・団地集会所等（従）

②主たる建築物の伴わない公共サービスの「付属施設」は、公共施設再配置以外の視点から検討するため、記載を省略します。（概ね 100 m²未満の小規模なもの）

例：グラウンドの器具庫・更衣室・トイレ

③「簡易水道施設など」は、他の計画等において詳細な検討を行うため、再配置計画では記載を省略します。

例：ア) 簡易水道施設や浄水場等

　　公営企業会計への移行が予定されており、移行先の計画で検討

イ) 公園内のトイレ等

　　公園施設（都市公園）は「鳥取市公園長寿命化計画」で検討

④「移転等の見直しを検討することが困難な施設」は、再配置計画での検討が適当でないため、記載を省略します。

例：ア) 墓苑

イ) 移動通信鉄塔施設

ウ) バス停

エ) ポンプ場

(2) 更新等を検討する時期（耐用年数の到来時期）の考え方

建物の耐用年数は、建築年や構造、用途等によって異なります。※また、実際に更新する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後するものです。

しかしながら、更新を検討する時期が分からなくては、施設利用者にとって不安材料になるほか、今後の利活用策を検討する際にも不都合です。

そのため、再配置計画では、財務省令を基に算出した“建物(施設)の「耐用年数」”から“具体的に施設の更新等を検討する時期(耐用年数の到来時期)”である『更新等検討時期』を設定しました。

『更新等検討時期』は、計画期間を10年毎に4分割し、第1期から第4期までに分類しました。この『更新等検討時期』を“建物が耐用年数を迎える年と、更新等を検討する時期(タイミング)”として一つの目安とします。

なお、“施設が不要となる”“複合化(移転先)の対象となる”など、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期(耐用年数の到来時期)に関わらず、方向性を検討することとなります。

※再配置計画では、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(財務省令)」に基に耐用年数を算出しています。(公共施設白書等も同様)

『更新等検討時期』

第1期：2016～2024年(既に更新等検討時期(耐用年数)を迎えた施設含む)

第2期：2025～2034年

第3期：2035～2044年

第4期：2045～2054年

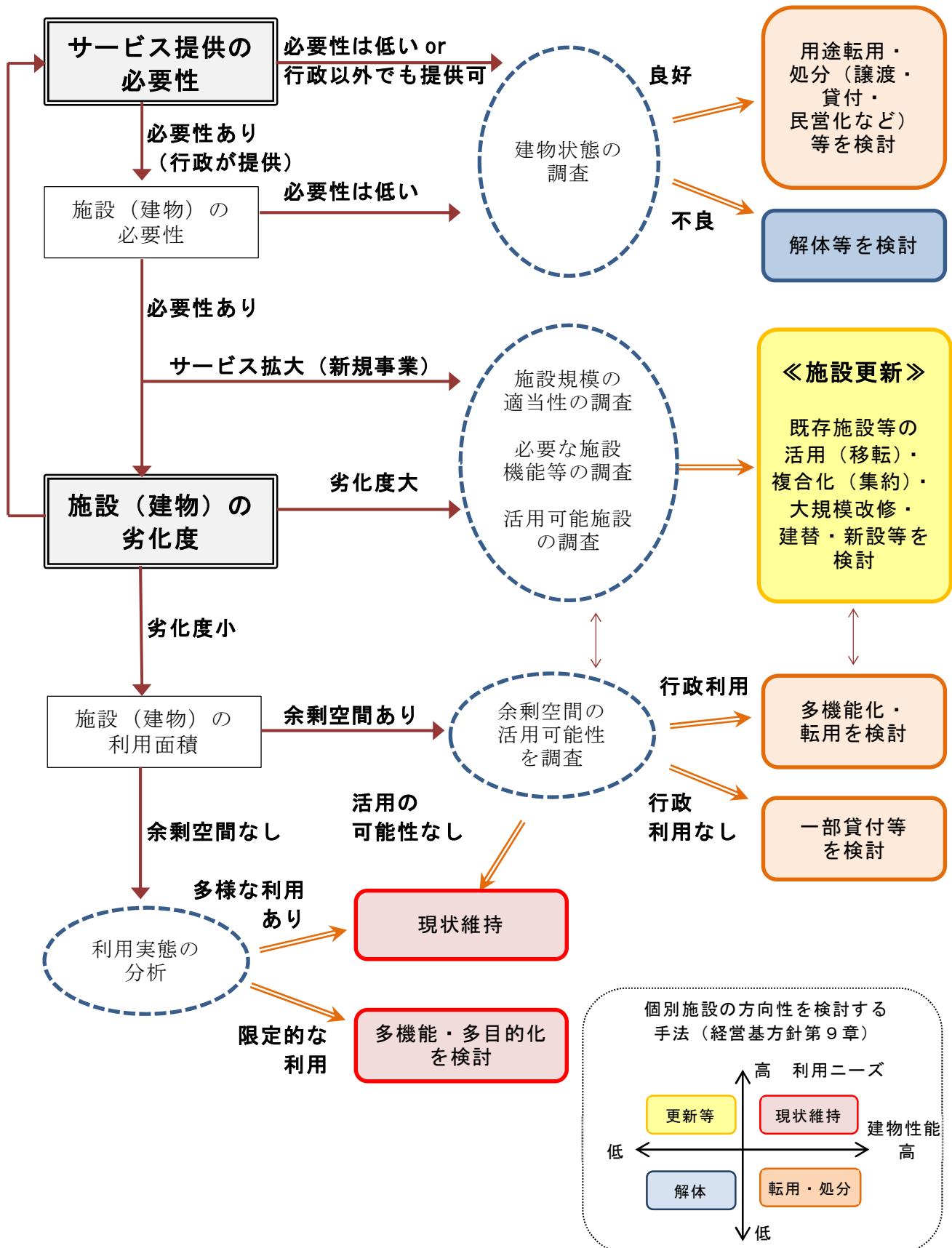
3 個別施設の方向性（施設見直し）の考え方

具体的な施設の方向性を検討するにあたっては、施設分類別の方針に加え、『①サービス提供の必要性』と『②施設(建物)の劣化度』の2つが重要項目(施設見直しを検討するポイント)となります。

その上で、必要な施設規模や活用可能な既存施設の有無などをふまえ、本市がめざす公共施設経営に沿った事業計画(更新・処分など)を作成していきます。

その際には、次のようなフロー図によって検討を進めます。

○個別施設の方向性検討（施設見直し）のフロー図（イメージ）

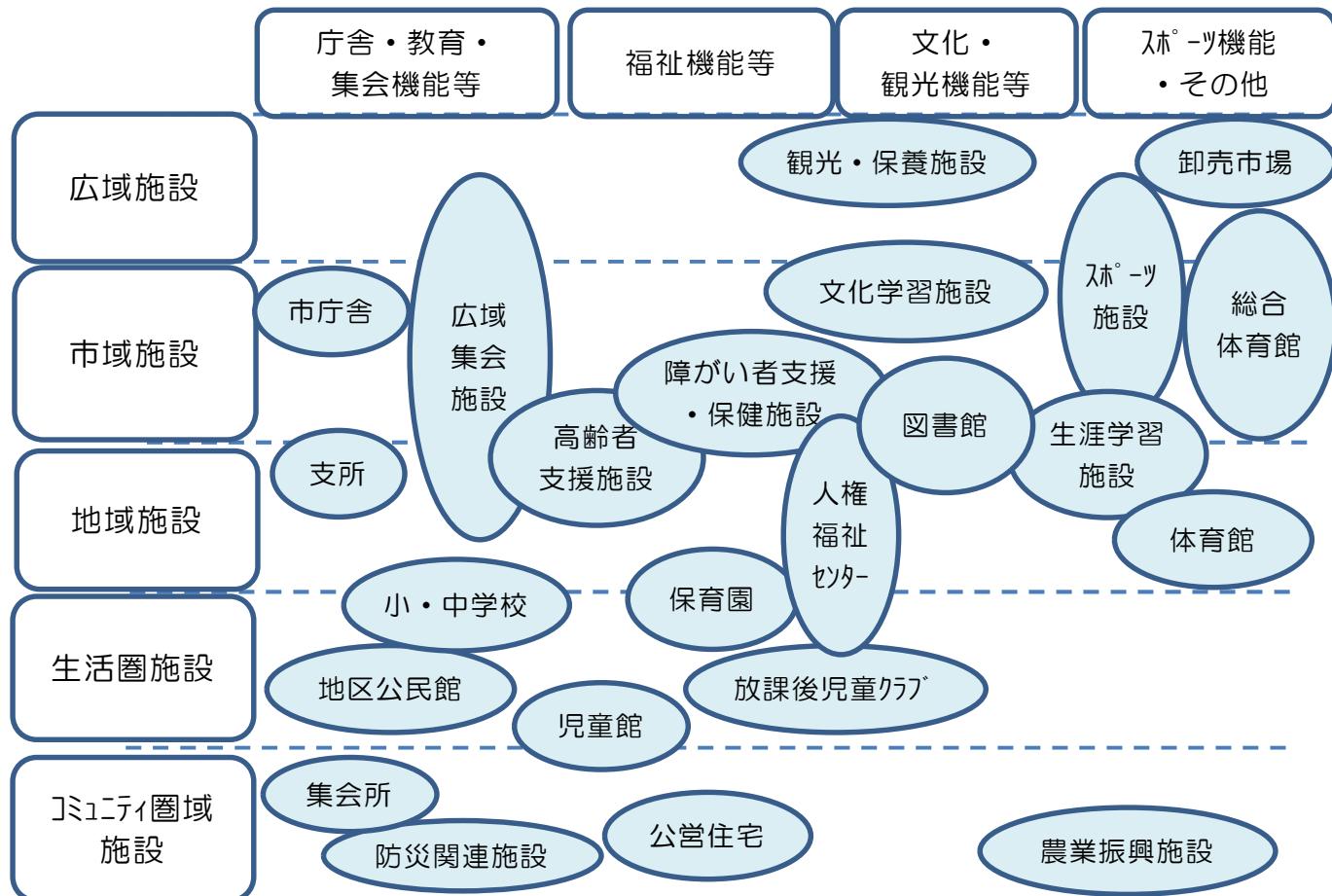


4 各地域における施設配置（圏域別の施設配置の考え方）

経営基本方針の利用圏域分類における各施設（分類）の配置イメージは次のとおりです。
この配置イメージを基に施設配置について検討します。

区分	利用圏域	施設分類	方向性
広域施設	全国	文化・観光機能を有する施設 大規模なイベント・大会等の会場となる大規模施設	・県・近隣自治体等との連携（共有化） ・効率性や費用対効果をふまえて配置
市域施設	市全域	市全体の利用を前提として各種業務・公共サービス提供の拠点となる施設	・市域全体で共同利用（集約化） ・複合化・多機能化 ・市全域のバランスを見て配置 ・交通アクセスの配慮
地域施設	中学校区	概ね中学校区での利用を基本として、地域住民が利用する施設 市域施設の補完的な施設	・中学校区をまたがる配置（統合） ・複合化・多機能化
生活圏施設	地区 公民館区	概ね公民館区内や周辺住民が利用する施設 住民生活の一部となる施設	・学校など拠点となる施設への複合化・多機能化（集約化） ・公民館区をまたがる配置（統合）
コミュニティ圏域施設	町内・ 集落単位	特定の地域や団体（住民）に利用が限定されている施設	・地域や利用団体等への譲渡し、自由度の高い活用 ・民間施設・既存施設の利活用

《利用圏域別の施設配置イメージ》



5 事業化に向けた考え方

(1) 点から面への展開（エリアマネジメント）

再配置計画は、施設を点でとらえていますが、複合化等を検討するには、複数施設（民間施設含む）の状況や移動手段などをふまえ、面としてとらえることが重要です。

そのため、今後、事業計画を検討するにあたっては、一定のエリア内にある施設について、総合的な視点から最も効果的で効率のよい施設経営（エリアマネジメント）に向けた検討を行います。

※例：地域施設（中学校区）を一つの地域（エリア）として施設配置を検討

(2) 事業計画に関する市民意見の反映

施設の更新等に関する事業計画を検討する際、施設の利用圏域に応じた関係者（市民）の意見を求め、公共施設経営の考え方のもと意見を反映できるよう検討します。

エリアマネジメントを推進するうえで、地域の声を事業計画に活かすことが重要であり、地域から自発的な提案が出される仕組みを検討します。

広域・市域施設など、規模が大きな施設については、施設利用者のみでなく、利用者以外の市民にも幅広く意見を求めます。

(3) 事前協議制度の導入

施設の更新等にあたっては、公共施設経営担当部署（財産経営課）と施設所管課が事業計画（構想）を検討する段階から協議することを制度化します。

この事前協議制度の導入によって、各事業（更新等）と経営基本方針・再配置計画等との整合性を確認するとともに、部局を超えた事業計画の検討などが可能となるほか、計画的で統一感のある公共施設経営を推進していきます。

また、事前協議の結果を財政（予算編成）とも連動することで、施設総量の縮減など目標の達成を確実なものとします。

(4) 事業内容の検討に向けた基本的な考え方

具体的に施設見直しの事業内容を検討（事業計画を策定）する場合は、施設の方向性を検討する際に使用した「個別施設の方向性検討（施設見直し）のフロー図（19頁）」等をふまえ、関係者等と協議することとします。

第5章 今後の施設の方向性(更新時の考え方等)

第4章に沿って、保有する各施設について方向性等※をまとめました。

なお、第5章の記載は、施設白書等による施設分類別としています。

※「現時点の市における基本的な方向性(考え方)」を示すもので決定事項ではありません。

『個別施設における方向性』の読み方

1. 『施設分類を記載』

◆位置付け

『施設(分類)を設置している目的等を記載』

◆サービス提供の方針

『今後、施設を通じた公共サービスをどうしていくか方向性を記載』

◆基本的な考え方

更新時の方針	『建物の老朽化・劣化が進み、更新が必要となった場合の考え方を記載』
配置の考え方	『将来的に、施設の配置(位置や数)をどうしていくか考え方を記載』
特記事項	

◆個別の建物(施設)について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

『上記の“基本的な考え方”をふまえて検討する施設について、『考え方の補足』と「更新等検討時期(躯体が耐用年数を迎える時期)」を掲載』
◎更新等検討時期は、施設の主な建物(躯体部分)が耐用年数(財務省令基準)を迎える時期です。これは、更新等(建替え・廃止等)を考える時期の参考(目安)となりますが、実際の更新時期は実地で劣化度等を調査・確認する必要があります。

第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)

※今後40年間に更新等検討時期を迎えない施設について参考として枠外に掲載します。

イ) 耐震性能が低い施設・上記以外の施設

『“耐震性能が低い施設”や“より具体的なあり方等が検討されている施設”等について、下記の表により記載』

施設名	既存建物(施設)の方向性		更新等検討時期 1 2 3 4
	当面(更新時まで)	更新時	
	『今後、施設のあり方をどうするかを記載』	『更新時に現在の建物をどうするか記載』	

※更新等検討時期

- (第1期): 2016~2024年(既に更新等検討時期(耐用年数)を迎えた施設含む)、
- (第2期): 2025~2034年、3(第3期): 2035~2044年、4(第4期): 2045~2054年

1 行政施設

(1) 市庁舎

(所管：財産経営課・庁舎整備局)

◆位置付け

行政サービスの提供の場、全市的な防災の拠点として設置

◆サービス提供の方針

市民の安全・安心な暮らしを支え、行政サービスを提供していく拠点として維持します。
現状維持に加えて、中核市への移行による更なる行政サービス充実を図ります。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①今後提供すべき行政サービスをふまえ、規模を検討します。 ②核になる施設として、更新時に分散する庁舎機能の集約を検討します。
配置の考え方	・市域に1施設の配置を基本とします。
特記事項	・新本庁舎建設に向けて詳細を検討しています。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
本庁舎	現状どおり活用	解体を検討	○			
第2庁舎	現状どおり活用	解体を検討	○			
駅南庁舎	現状どおり活用。（中核市への移行にともない活用）	活用する施設分類の基本的な考え方をふまえ検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）　　※次頁以降も同様

- 1（第1期）：2016～2024年（既に更新等検討時期（耐用年数）を迎えた施設含む）
- 2（第2期）：2025～2034年
- 3（第3期）：2035～2044年
- 4（第4期）：2045～2054年

(2) 総合支所

(所管：財産経営課)

◆位置付け

行政サービスの提供の場、各地域の防災の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

各地域における「防災」「窓口サービス」「地域活性化」を担うため、サービスの提供を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③拠点になる施設として、周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配置の考え方	・現行のとおり旧自治体単位（合併地域）に配置します。
特記事項	・更新時の方向性をふまえ、耐震性能の向上を検討しています。 ・長期的な観点での総合支所のあり方について、新市域を取り巻く状況を見極めながら検討をしていきます。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
鹿野町総合支所	現状どおり活用。または機能移転を検討（借地解消を検討）	機能移転の場合は更新しません。基本的な考え方をふまえ検討		○		
青谷町総合支所	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討			○	
国府町総合支所	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討				○

◆耐震性能が低い施設について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
福部町総合支所	現状どおり活用 (耐震化・複合化を検討)	基本的な考え方をふまえ検討	○			
河原町総合支所	第2庁舎に機能移転を検討 (本庁舎は解体)	基本的な考え方をふまえ検討	○			
用瀬町総合支所	機能移転（現庁舎は解体等） または耐震化を検討	機能移転の場合は更新しません。耐震化の場合は基本的な考え方をふまえ検討	○			
佐治町総合支所	機能移転（現庁舎は解体等） または耐震化を検討 (借地解消を検討)	機能移転の場合は更新しません。耐震化の場合は基本的な考え方をふまえ検討	○			
気高町総合支所	機能移転（現庁舎は解体等） または耐震化を検討	機能移転の場合は更新しません。耐震化の場合は基本的な考え方をふまえ検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(3) 防災関連施設

①ポンプ車格納庫

(所管：危機管理課)

◆位置付け

消防団の消防・防災活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。分団の体制等をふまえてあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①単独で更新する場合、1施設当たりの規模を最小限のものとします。 ②周辺の公共施設等との複合化を検討します。
配置の考え方	・消防団分団あたり1施設を基本に配置します。
特記事項	・地域防災の主要な施設であり、今後も必要な機能を維持します。 ・現状どおり活用しますが、地元等への譲渡等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

更新等検討時期（耐用年数到来時期）までは現状どおり活用し、老朽化した（古い）施設から順番に更新する予定です。

老朽化した施設が多く、更新が間に合わないため、実際に更新を検討する時期は後年度にずれますが、適宜修繕で対応（機能維持）します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期）※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
明治分団小型ポンプ格納庫（松上・河内・奥細見）、明治分団ポンプ車格納庫（槇原・上原）、美穂分団ポンプ車格納庫（下味野）、東郷分団小型ポンプ格納庫（有富）、用瀬大村分団消防ポンプ車庫、青谷第3分団ポンプ車格納庫、神戸分団小型ポンプ格納庫（下砂見）、松保分団ポンプ車格納庫（高住）、吉岡分団小型ポンプ格納庫（三山口）、河原消防車庫（第2分団）、用瀬社分団消防ポンプ車庫	面影分団ポンプ車格納庫、国府第2分団ポンプ車格納庫、国府第3分団ポンプ車格納庫、佐治第1分団消防ポンプ車庫、佐治第1分団消防詰所、鹿野第3分団消防倉庫、青谷第2分団ポンプ車格納庫、青谷第4分団ポンプ車格納庫	大正分団ポンプ車格納庫、津ノ井分団ポンプ車格納庫、末恒分団ポンプ車格納庫、河原消防車庫（第3分団）、気高第2・3・4・5分団ポンプ車格納庫、青谷第1分団ポンプ車格納庫	吉岡分団ポンプ車格納庫、中ノ郷分団ポンプ車格納庫、倉田分団ポンプ車格納庫、美保分団ポンプ車格納庫、賀露分団ポンプ車格納庫、湖山分団ポンプ車格納庫、米里分団ポンプ車格納庫、大郷分団ポンプ車格納庫、豊実分団ポンプ車格納庫、河原消防車庫（第1分団）、国府第1分団ポンプ車格納庫、国府第4分団ポンプ車格納庫、青谷第5分団ポンプ車格納庫

イ) 上記以外の施設（建物）

次の施設は、現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討します。

また、行政として保有する必要性が低く、更新時に市が保有している場合には更新しません。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
馬場小型ポンプ格納庫、宮長小型ポンプ格納庫、中村小型ポンプ格納庫、西円通寺小型ポンプ格納庫、高殿小型ポンプ格納庫、上円通寺小型ポンプ格納庫、大杙小型ポンプ格納庫、下佐貫消防格納庫、正法寺格納庫（消防）、大智谷格納庫（消防）、下曳田格納庫（消防）、中井二消防格納庫、上山手地区消防格納庫、用瀬小型ポンプ格納庫、上葛谷消防機庫	向国安小型ポンプ格納庫、下佐貫消防格納庫、小原消防機庫、大井消防機庫	麻生地区消防格納庫、谷山小型ポンプ格納庫、西品治小型ポンプ格納庫	山ヶ鼻小型ポンプ格納庫、国安小型ポンプ格納庫

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17 頁参照）

●次の施設は、計画期間終了後（2055 年度以降）に更新等検討時期（耐用年数）を迎えます。ただし、実際に更新等を検討する時期は建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。

また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期（耐用年数到来時期）に関わらず、方向性を検討することとなります。

- ・対象施設：美穂分団ポンプ車格納庫（朝月）、東郷分団消防ポンプ車格納庫、大和分団ポンプ車格納庫、千代水分団消防ポンプ車格納庫、神戸分団ポンプ車格納庫（上砂見）、松保分団消防ポンプ車格納庫（布勢）、気高第1分団消防ポンプ車格納庫、稻葉分団消防ポンプ車格納庫、鹿野第2分団消防格納庫

②水防倉庫

(所管：危機管理課)

◆位置付け

水害を防ぐ資機材等を配備するため設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な市民生活を確保するため、現状維持を基本とし、必要に応じて充実を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①既存施設の活用を検討します。 ②他の施設との複合化を検討します。
配置の考え方	①水防活動において効果的な場所に設置します。
特記事項	—

◆個別の建物（施設）について

更新時までは現状どおり活用し、更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えたたら基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期）※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
用瀬水防倉庫、野坂水防倉庫	水防倉庫（浜村）、鹿野水防倉庫、水防倉庫（青谷）、福部町防災防犯集会所		

《鳥取市PR欄》



2 地区集会施設

(1) 地区公民館

(所管：協働推進課)

◆位置付け

社会教育法の規定に基づき、社会教育を振興し、住民の福祉を図るために設置
協働のまちづくりを推進する上で、コミュニティの活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

社会情勢や人口動態等をふまえ、サービス内容や運営主体等について見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の 方向性	①地域の拠点となる施設として、周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③他の既存施設の活用（移転）を検討します。
配置の考え方	・現行の地区（公民館）単位に1施設を配置します。
特記事項	・生涯学習及び地域コミュニティ（まちづくり）の拠点として維持します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

更新時までは現状どおり活用し、老朽化した施設は上記の基本的な考え方をふまえて更新等を検討します。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
大和地区公民館	湖南地区公民館	稻葉山地区公民館	湖山西地区公民館
逢坂地区公民館	面影地区公民館	明治地区公民館	岩倉地区公民館
宝木地区公民館	河原地区公民館	遷喬地区公民館	倉田地区公民館
青谷地区公民館	大村地区公民館	明徳地区公民館	醇風地区公民館
大茅地区公民館	用瀬地区公民館	美保南地区公民館	中ノ郷地区公民館
勝谷地区公民館	瑞穂地区公民館	富桑地区公民館	美保地区公民館
社地区公民館	酒津地区公民館	散岐地区公民館	若葉台地区公民館
浜村地区公民館	あおば地区公民館		豊実地区公民館
福部地区公民館	宮下地区公民館		浜坂地区公民館
	勝部地区公民館		日進地区公民館
	日置地区公民館		未恒地区公民館
	美穂地区公民館		国英地区公民館
	久松地区公民館		東郷地区公民館
	修立地区公民館		湖山地区公民館
	鹿野地区公民館		大郷会館
	佐治地区公民館		

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
城北地区公民館 神戸地区公民館 米里地区公民館 津ノ井地区公民館 谷地区公民館 西郷地区公民館 千代水地区公民館 大正地区公民館 松保地区公民館 成器地区公民館 八上地区公民館 小鷲河地区公民館 日置谷地区公民館 中郷地区公民館	賀露地区公民館		

（2）老人憩の家

（所管：高齢社会課）

◆位置付け

老人に対し、教養の向上、レクリエーション等の場を提供し、老人の心身の健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

地域性が強く、利用者が限定されていることから、公共施設として行政が保有するより、地域等に有益で自由な利活用が図られることを見込んで、地元譲渡などを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①行政による更新を行わないことを前提に検討します。 (サービス提供の方針をふまえて検討)
配置の考え方	—
特記事項	<ul style="list-style-type: none">これまでどおり「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」 (※参考資料を参照)に沿って、地元譲渡を検討します。譲渡にあたっては、一定の修繕費を付します。地元譲渡できない場合、転用や民間売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
下曳田老人憩の家	西品治老人憩の家	古海老人憩の家、馬場老人憩の家、西円通寺老人憩の家、湖南老人憩の家、国安老人憩の家、下味野老人憩の家、円通寺老人憩の家、宮長老人憩の家、倭文老人憩の家、中村老人憩の家、中井二老人憩の家、麻生老人憩の家、下佐貫老人憩の家	松並老人憩の家、上町屋老人憩の家

イ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
大村老人憩の家	有償譲渡等を検討	更新しません			○	
千代・八千代老人憩の家	地元譲渡に向けて協議	更新しません			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

（3）集会所等

（所管：人権推進課、協働推進課、農業振興課ほか）

◆位置付け

地域活動の拠点や農林振興、地域活性化、地域住民の文化向上、福祉の増進など、各種目的に応じて設置

◆サービス提供の方針

地域性が強く、利用者が限定されていることから、公共施設として行政が保有するより、地域等に有益で自由な利活用が図られることを見込んで、地元譲渡などを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の 方向性	①行政による更新を行わないことを前提に検討します。 (サービス提供の方針をふまえて検討)
配置の考え方	一
特記事項	・これまでどおり「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」(※参考資料を参照)に沿って、地元譲渡を検討します。

	<ul style="list-style-type: none"> 譲渡にあたっては、一定の修繕費を付します。 地元譲渡できない場合、他団体による利活用（転用）や解体等を検討します。 借地に設置している施設は、借地の解消を検討します。
--	---

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
谷山集会所、下味野地区会館、大杙集会所、元品治地区会館、宮長地区会館、山ヶ鼻地区会館、高殿地区会館、下味野老人会館、国安集会所、西円通寺集会所、円通寺集会所、中井二集会所、別府集会所、西町地区会館、佐治町料理実習施設、蔵内地区会館	別府多目的集会所、楠城多目的集会施設、朽木生活改善センター、栗谷研修センター、箭渓総合研修センター、尾際生活改善センター、津無生活改善センター、佐治町多目的研修集会施設、古市集会所、福園多目的集会施設、万蔵多目的集会施設、畠多目的集会施設、つく谷多目的集会施設、中婦人会の料理勉強施設（中集会所）、今市多目的集会所、楠根生活改善センター、西品治7区地区会館、長和瀬漁村センター、高齢者生産創作活動施設（用瀬）	野坂ふれあいドーム、岩坪活性化センター、有富中山間地域活性化センター、小畠交流館、上地集会所、梨原多目的集会所、津野ふれあいの館、河本コミュニティプラザ、倭文地区会館、倭文集会所、古海集会所、源太地区会館、鮎ヶ丘集会所、佐治町地域活性化センター、下味野集会所、古海地区会館、尾際コミュニティ施設、西品治6区地区会館、田島集会所、岩戸健康物産センター、弓河内地区多目的集会所	馬場集会所、下曳田地区会館、楽焼棟（湖南）
※譲渡を検討中 今市集会所、南広西地区会館、上葛谷公民館、南田集会所	※譲渡を検討中 山口集会所、浜湯山多目的研修集会施設	※譲渡を検討中 大井集会所、鳥居野集会所、塚原集会所	※譲渡を検討中 佐治町大水集会所

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態です。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

現状どおり活用しつつ、更新時は基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期）※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
豊実会館、小原公民館、下佐貫集会所、西佐治会館、鹿野地区コミュニティ施設（校舎）、勝谷地区コミュニティ施設、小鷲河地区コミュニティ施設（校舎・体育館）、岩坪生活改善センター、北村生活改善センター、松上生活改善センター、河内生活改善センター、口細見生活改善センター、葛谷生活改善センター、河内（鹿野）生活改善センター、桑原生活改善センター、山根生活改善センター、大坪農村婦人の家、山王ふれあい会館			

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
麻生集会所	休止（解体を検討）	更新しません	○			
上山手地区会館	休止	更新しません	○			
平成会館	現状どおり活用しつつ、更なる利活用、譲渡等を検討	基本的な考え方 方に沿って検討	○			
こぶし会館	現状どおり活用しつつ、更なる利活用、譲渡等を検討		○			
円通寺人形芝居伝承館	現状どおり活用（伝承館の機能移転を検討）			○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

3 広域集会施設(ホール)

(所管：人権推進課、文化芸術推進課、生涯学習・スポーツ課・高齢社会課)

◆位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

文化や交流の拠点として、一定規模を確保する必要があると考えられます。一方で、県有施設や民間施設が隣接している状況もあり、提供すべきサービスを検討する必要があります。

ホール・貸館については、他施設の設置状況を勘案し、整理します。

ステージ機能を有する施設は、稼働率向上に向けた設備等の充実を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②民間活力の導入による更新を検討します。 ③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。 ・県有施設もふくめて検討します。 ・年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合等を検討します。
特記事項	・ホール機能については、県有施設や民間施設等の配置状況を勘案し、全市レベルで必要性と配置を再検討し、統合・整理を検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
市民会館	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討	○			
国府町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用）	基本的な考え方をふまえ検討		○		
人権交流プラザ（ホール）	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討		○		
さざんか会館（ホール）	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討（ホール機能は、近隣の類似施設の活用を検討）			○	

◆耐震性能が低い施設について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
福祉文化会館（市所有部分）	現状どおり活用しつつ、鳥取市教育福祉振興会と協議を行いながらあり方を検討	基本的な考え方をふまえ検討	○			
文化ホール	耐震化事業の有無をふまえ活用を検討	基本的な考え方をふまえ検討		○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

4 社会教育施設（中央（基幹）公民館）

（所管：生涯学習・スポーツ課）

◆位置付け

設置区域内における統一的な事業、設置区域内の地区公民館との連絡調整に関する事業を進めるため設置

◆サービス提供の方針

サービス提供主体やサービス内容などの見直しを検討します。

（社会教育法に基づく中央（基幹）公民館からサービスの変更を検討します）

◆基本的な考え方

更新時の方針	①用途変更する施設分類に応じて検討します。
配置の考え方	一
特記事項	・施設は用途変更します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
国府町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討	<input checked="" type="radio"/>			
佐治町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用。複合化を検討）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討	<input checked="" type="radio"/>			
鹿野町中央公民館	現状どおり活用（トレーニングセンターとして活用）	体育館・広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討	<input checked="" type="radio"/>			
用瀬町中央公民館（町民会館）	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討		<input checked="" type="radio"/>		
青谷町中央公民館	現状どおり活用	総合支所の基本的な考え方をふまえ検討		<input checked="" type="radio"/>		

◆耐震性能が低い施設について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
福部町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用。移転を検討）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討	<input checked="" type="radio"/>			
気高町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用。耐震対応を検討）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討	<input checked="" type="radio"/>			
河原町中央公民館	現状どおり活用（コミュニティ施設に転用。ホールの耐震対応を検討）	広域集会施設の基本的な考え方をふまえ検討		<input checked="" type="radio"/>		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

5 人権福祉施設

(所管：人権推進課)

◆位置付け

地域における人権啓発及び福祉活動の拠点として、人権が尊重される社会の実現に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

地域課題の解決や各種窓口であり、今後ニーズが高まることも予想されることから、現状維持を基本とします。

各地域の現状や年間の利用実態、人口の推移等をふまえて、適宜サービスの内容の見直し等を検討します。

貸館機能については、他施設の設置状況を勘案し、統合・整理を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ③他の既存施設の活用（転用）等を検討します。
配置の考え方	・サービス提供の必要性や地域性をふまえて配置
特記事項	・補助制度を活用した事業展開を検討します。 ・将来的には統合を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
	人権交流プラザ 西人権福祉センター 国府人権福祉センター	気高人権福祉センター	高草人権福祉センター 江山人権福祉センター

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
南人権福祉センター 河原人権福祉センター 佐治人権福祉センター			

6 文化学習施設

(1) 博物館・資料館

(所管：文化財課)

◆位置付け

市民文化の向上及び発展のため設置

◆サービス提供の方針

機能維持する方向で検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②他の施設の活用（機能移転や複合化等）を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
因幡万葉歴史館	やまびこ館の分館として他施設との複合化を検討	基本的な考え方をふまえ検討			○	
歴史博物館（やまびこ館）	歴史文化を調査研究するセンター館として現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(2) 民俗資料館

(所管：文化財課)

◆位置付け

歴史資料、民俗資料等の保存・活用を図り、市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①行政において更新しないことを前提に検討します。 ②他の施設の活用（機能移転や複合化等）を検討します。
配置の考え方	一
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。 ・特殊構造（茅葺屋根等）の構造物は、特性を活かした有効活用の方策を検討します。

◆個別の建物（施設）について

建物は基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期）※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
	用瀬郷土歴史館 佐治歴史民俗資料館（ふるさと歴史館）		

※河原歴史民俗資料館（茅葺屋根）と佐治歴史民俗資料館（茅葺屋根・土蔵）は、構造等をふまえ財務省令による耐用年数を適用しません。なお、更新時は、基本的な考え方へ沿って検討します。

（3）展示館等

（所管：鳥取砂丘・ジオパーク推進課、文化財課ほか）

◆位置付け

市民文化の向上と学術の発展に資するため設置

◆サービス提供の方針

一定のサービスを維持する必要があると考えられ、サービスの提供方法を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政において更新しないことを前提に検討します。 ②既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配置の考え方	一
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
鳥取砂丘ジオパークセンター	現状どおり活用し、ビジターセンター（国の施設）ができた時点で廃止	一	○			
佐治町和紙民芸館	用途廃止し、譲渡や転用等を検討（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえ検討		○		
あおや郷土館	現状どおり活用（転用・複合化等を検討）	基本的な考え方をふまえ検討（機能移転を検討）			○	
青谷上寺地遺跡展示館	現状どおり活用し、県有代替施設ができた時点で、転用を検討	基本的な考え方をふまえ検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

7 生涯学習施設

(1) 図書館

(所管：図書館)

◆位置付け

市民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

市民の生涯学習を支える重要な機能であり、今後もサービス提供を維持します。

移動図書館車の活用や県立図書館との連携など、サービスの充実にむけたあり方を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①周辺の公共施設との複合化を検討します。 ②既存施設の活用（機能移転）を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
用瀬図書館	現状どおり活用（複合化を検討）	基本的な考え方をふまえ検討	○			
中央図書館	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討		○		
気高図書館	現状どおり活用（複合化・借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえ検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(2) 文化センター

(所管：生涯学習・スポーツ課)

◆位置付け

市民の生涯学習の推進並びに学術及び地域文化の発展を図るため設置

◆サービス提供の方針

当初の設置目的とは異なる機能が多くなっています。

提供すべきサービスについて再度検討し、必要な施設機能を維持するため検討します。(生涯学習センター・視聴覚ライブラリー・子ども科学館・文化ホールで構成)

◆基本的な考え方

更新時の方針	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③既存施設の活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・機能移転などによって設置目的が終了した施設は、更新等検討時期を待たずに、転用等を検討します。 ・文化ホールの必要性は広域集会施設として検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
文化センター	現状どおり活用（複合化・転用を検討）	基本的な考え方をふまえ検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。(17 頁参照)

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1 : 2016～2024 年、2 : 2025～2034 年、3 : 2035～2044 年、4 : 2045～2054 年

《鳥取市PR欄》

ダイナミックな地形の歴史や不思議がいっぱいの山陰海岸ジオパーク。この美しい地質遺産を「見て」「学び」そして恵みを「食べて」、存分にお楽しみください。



山陰海岸ジオパーク

8 スポーツ施設

(1) 体育館

(所管：生涯学習・スポーツ課)

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

人口減少の推移（見込み）や施設の利用状況（稼働状況）、市全体のバランス等をふまえて、施設数を縮小する方向で検討します。

一方、利用者が多く稼働率等が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、広範囲からの利用に対応することを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②周辺の公共施設との複合化や多機能化を検討します。
配置の考え方	・地区公民館単位での配置ではなく、地区を超えて活用することを前提に配置を検討します。 ・県有施設の配置状況や学校体育館の開放状況等を勘案し、統合・整理を検討します。 ・同規模の館が隣接している場合や同一の中学校区内に比較的多数の館が存在する場合等は統廃合を検討します。
特記事項	・統廃合の際には、存続する施設機能の充実（利用者増への対応）を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用し、修繕することで可能な限り利用可能期間を延ばします。

なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期）※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
青谷町体育館、鳥取市B&G海洋センター（体育館）	佐治町B&G海洋センター（体育館）、青谷町農林漁業者トレーニングセンター、日置谷体育館（旧小学校）、鳥取市教育センター、気高町農業者トレーニングセンター、豊実体育館、松保体育館、岩倉体育館、成器体育館（旧小学	国府町大茅体育館（旧小学校）、倉田体育館、稲葉山体育館、千代水体育館、東郷体育館、大正体育館、末恒体育館、浜坂体育館、美保南体育館、城北体育館、青谷町中郷体育館、	湖山西体育館、湖南体育館、富桑体育館、若葉台体育館、米里体育館、大和体育館

	校)、河原町総合体育館、用瀬町勤労者体育センター、鹿野町農業者トレーニングセンター	津ノ井体育館（※令和5年3月追加）	
--	---	-------------------	--

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

なお、更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
気高町体育館 湖山体育館 気高町勤労者体育センター 青谷町日置体育館（旧小学校） 福部町体育館 青谷町勝部体育館（旧小学校） 河原町勤労者体育館	海洋の家体育館		

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
市民体育館	基本的な考え方をふまえ、あり方を検討中（廃止・統合・耐震対応等）	左記の検討結果に基づき実施	○			
勤労青少年ホーム体育館	県事業に伴い解体	基本的な考え方をふまえ検討（機能移転、廃止・統合等を検討）	○			
山の手体育館	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討（機能移転、廃止・統合等を検討）	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

●次の施設は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新等を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。

また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。

- ・対象施設：中ノ郷体育館

(2) スポーツ施設

(所管：生涯学習・スポーツ課、都市環境課、高齢社会課)

◆位置付け

市民の体育振興と健康の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

様々な種目の施設を提供しており、大規模な大会誘致等の要因にもなっています。当面は現状維持を基本としますが、利用状況・稼働率等をふまえてサービス提供のあり方を検討します。

年間の稼働率が3年連続で前年度実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合は統合・整理を検討します。

特に必要性が高い施設においては、機能・設備の充実などによって、利用者の拡大に向けた取り組みを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①単独で更新する場合、現状の延床面積を上限とします。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を勘案し、県東部圏域または全市レベルで活用することを前提に統合・整理を検討します。
特記事項	・サービス提供の方針をふまえ、更新の是非等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用し、更新が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期）※財務省令を基に算出）				
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)	
鳥取市武道館 国府町農村勤労福祉センター（プール）	美保球場 安蔵公園（スキー場等） 青谷町民グラウンド管理棟 千代テニス場 農村広場管理棟（青谷）	用瀬運動公園 鹿野町B&G海洋センター（プール） バードスタジアム	つづらをアーチェリ一場 若葉台スポーツセンター	

イ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
河原町屋内ゲートボール場	現状どおり活用（休止、解体を検討）	基本的な考え方をふまえ検討（利用実態をふまえ検討）	○			
気高町B&G海洋センター（プール）	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討	○			
福部町武道館	現状どおり活用	周辺の公共施設の状況を見ながら、基本的な考え方をふまえ検討	○			

鳥取クレー射撃場	鳥獣害対策施設へ転用	転用する施設分類の基本的な考え方をふまえ検討	○		
ほっとスイミングプール	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討（ふれあい会館のあり方をふまえ検討）		○	
佐治町屋内ゲートボール練習場	転用を検討	基本的な考え方をふまえ検討		○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

●次の施設は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新等を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。

また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。

- 対象施設：鳥取市弓道場

《鳥取市PR欄》



9 保育園(幼保園)

(所管：児童家庭課)

◆位置付け

保育が必要な児童に保育を行うため設置

◆サービス提供の方針

待機児童ゼロに向けて、民間事業者等と連携して必要なサービスを提供するよう取り組みます。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①人口動態（幼児数の推移）等をふまえて規模を検討します。 ②保護者ニーズや地域の実情を勘案した規模で更新します。 ③民間活力による更新等を検討します。
配置の考え方	・民間施設の配置等を勘案し、全市レベルで必要性と配置を再検討し、統合・整理を検討します。 ・園児数の推移や地域の実情をふまえ、統合などを検討します。
特記事項	・市立保育園民営化ガイドラインに沿って今後のあり方を検討中です。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用し、更新が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
城北保育園	湖南保育園 白ゆり保育園 みやこ保育園 福部保育園	みたから保育園 散岐保育園 西郷保育園 さつき保育園 こじか保育園・幼稚園 すくすく保育園	千代保育園 浜村保育園 ひかり保育園 河原保育園・幼稚園 大正保育園 さじ保育園 美和保育園 富桑保育園 賀露保育園

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

なお、更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
倉田保育園 豊実保育園			

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
美保保育園	現状どおり活用	改築・複合化して活用	○			
用瀬保育園			○			
社保育園			○			
大村保育園	用瀬地域3園を1園に統合（空いた施設は用途転用）	保育園は基本的な考え方をふまえ検討（用途転用した施設は転用後の施設分類に応じて検討）	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

●次の施設は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新等を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。

また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。

- 対象施設：白兎保育園、美保保育園（現在改築中）

《鳥取市PR欄》



〒689-0105 鳥取市福部町湯山 2083-17
Tel.0857-20-2231 Fax.0857-20-2232

砂の美術館は、雄大な鳥取砂丘の一角に砂像彫刻を展示する、世界初の全天候型の美術館です。

料 一 般／600円(500円)
小中高校生／300円(200円)
※()内は20名以上の団体料金

営 午前9時～午後8時(最終入館:午後7時30分)

休 展示替期間中

無料駐車場 美術館前駐車場 34台(うち大型4台)
展望駐車場 184台(うち大型4台)

10 児童福祉施設

(1) 児童館

(所管：児童家庭課)

◆位置付け

児童の健全育成に関する業務を行うため設置

◆サービス提供の方針

各地域の実情や利用状況をふまえて必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①各地域の人口動態や利用者の推移をふまえて検討します。 ②更新やサービス提供が必要な場合は、複合化や他の既存施設の活用などを検討します。
配置の考え方	・年間の利用実態等を鑑みて、配置の考え方を検討します。
特記事項	・設置目的が終了した施設は、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用し、更新等が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		倭文児童館 湖南児童館 西円通寺児童館 古海児童館 麻生小型児童館	西品治児童館 下味野児童館

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。なお、更新等は基本的な考え方をふまえ検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
馬場児童館 国安児童館 円通寺児童館 下佐貫児童館 気高児童館			

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
大村児童館	使用廃止済。譲渡・解体等を検討	更新しません	○			
上町屋小規模児童館	使用廃止を検討。譲渡に向けて協議	基本的な考え方をふまえ検討	○			
中井二小規模児童館	使用廃止済。譲渡・解体等を検討	更新しません	○			
宮長児童館	使用廃止済。譲渡・解体等を検討	更新しません		○		
曳田児童館	有償譲渡（売却）予定	—		○		
上山手地区児童館	使用廃止を検討。譲渡に向けて協議	基本的な考え方をふまえ検討		○		
柄本児童館	休止中（譲渡等を検討）	基本的な考え方をふまえ検討		○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

（2）放課後児童クラブ

（所管：学校教育課）

◆位置付け

放課後児童健全育成事業を実施するため設置

◆サービス提供の方針

行政として、必要なサービスを提供します。

今後のニーズ増加が見込まれる施設であり、サービスの拡充を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①学校や周辺の既存施設の活用を基本に検討します。 ②ニーズにあった規模を確保します。
配置の考え方	・学校敷地内（周辺）への配置を基本として検討します。
特記事項	・学校と利用時間帯を分けて学校施設を共用し、既存施設の有効活用を図ります。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用し、更新等が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期）※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
浜村小学校放課後児童クラブ、子ども交流会館（宮下）		遷喬、美保南、福部、宝木小学校放課後児童クラブ	世紀、湖山西、若葉台、中ノ郷、末恒、日進、城北、美保南（第2）、浜坂、醇風、津ノ井、米里小学校放課後児童クラブ

(3) 子育て支援施設

①児童発達支援センター（若草学園）

（所管：こども発達・家庭支援センター）

◆位置付け

発達支援を必要とする児童を日々保護者の下から通わせて、児童の健やかな成長と将来地域社会で自立した生活が送れるよう療育等の支援をするため設置

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①療育等事業の実施状況と利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
若草学園	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

②鳥取市母子生活支援施設

（所管：児童家庭課）

◆位置付け

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させ、保護するとともに、自立促進のためにその生活を支援するため設置

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、今後もサービス・機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①利用者の推移等をふまえて規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
母子生活支援施設	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

II 高齢者支援施設

(1) 入所型施設

(所管：高齢社会課)

◆位置付け

なごみ苑（養護老人ホーム）は、高齢者的心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図るため設置

やすらぎ（介護老人保健施設）は、市民の老後の健康を守り、老人福祉の増進を図るため設置（要介護状態又は要支援状態と認定された者に対して事業を行う）

◆サービス提供の方針

ニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②民間による設置を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・現在の施設について譲渡を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用し、更新が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		なごみ苑 老人保健施設やすらぎ 高齢者生活福祉センターやすらぎ	

(2) 通所型施設

(所管：高齢社会課)

◆位置付け

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに健康の増進及び共用の向上等の便宜を総合的に供与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容や利用実態をふまえて見直しを検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②既存施設の活用等を検討します。
--------	--

配置の考え方	—			
特記事項	①利用状況をふまえ、転用等を検討します。			

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
高齢者福祉センター（富安）	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討（体育館部分は、体育館のあり方をふまえ検討）	○			
佐治町老人福祉センター	現状どおり活用（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえ検討		○		
鹿野町老人福祉センター	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討		○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

12 障がい者支援施設

（所管：障がい福祉課）

◆位置付け

障がい者福祉の充実を図るため、障がい者福祉活動の拠点施設として設置

◆サービス提供の方針

利用者のニーズに基づき、必要なサービスを提供するため民間活力の活用をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②他の施設との複合化等を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・利用者のニーズに基づき、今後もサービス・機能を確保します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
さわやか会館	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

13 保健・医療施設

(1) 総合福祉センター（さざんか会館）

(所管：高齢社会課)

◆位置付け

市民生活における福祉活動の拠点として、市民のボランティア活動等、健康づくり及び老人福祉の充実を図るため設置

◆サービス提供の方針

現状維持を基本として、必要なサービス提供にむけて検討します。

ホール機能については、広域集会施設として稼働率の向上を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①他の既存施設の活用を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
さざんか会館 (中央保健センター)	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討（ホール機能は、近隣の類似施設の活用を検討）			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。(17 頁参照)

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024 年、2：2025～2034 年、3：2035～2044 年、4：2045～2054 年

(2) 保健センター

(所管：中央保健センター)

◆位置付け

市民の健康づくりの推進及び自主的な保健活動の振興に資するため設置

◆サービス提供の方針

さらなる保健サービスの充実をめざし、今後のサービス内容等について検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①他の既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・利用実態やサービス提供の手法等をふまえ、転用や譲渡を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期）※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		鹿野地区保健センター	国府地区保健センター 用瀬地区保健センター 気高地区保健センター

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、耐震対応について検討します。建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等は、基本的な考え方をふまえて検討します。

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
佐治地区保健センター	現状どおり活用（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえ検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
青谷地区保健センター	現状どおり活用（機能移転・譲渡等を検討）	基本的な考え方をふまえ検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(3) 医療施設

(所管：保険年金課)

◆位置付け

市民の療養環境の向上を図るため設置

◆サービス提供の方針

民間医療の空白地帯を解消するため、現状維持を基本とします。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②他の既存施設の活用を検討します。 ③単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	一
特記事項	・借地の解消を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。更新が必要となつた場合は、基本的な考え方をふまえ検討を進めます。

なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		佐治町歯科診療所 佐治町医科診療所	

《鳥取市PR欄》



砂の美術館は、雄大な鳥取砂丘の一角に砂像彫刻を展示する、世界初の全天候型の美術館です。

料 一 般／600円(500円)
小中高校生／300円(200円)
※()内は20名以上の団体料金

営 午前9時～午後8時(最終入館:午後7時30分)

休 展示替期間中

無料駐車場 美術館前駐車場 34台(うち大型4台)
展望駐車場 184台(うち大型4台)

14 産業振興施設

(1) 公設地方卸売市場

(所管：経済・雇用戦略課)

◆位置付け

生鮮食料品等の取引の適正化及び流通の円滑化を図り、もって市民生活の安定に資するため設置

◆サービス提供の方針

代替機能を有する施設がなく、行政がサービス提供する必要があると考えられ、今後も一定の施設機能を維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①施設の現状等をふまえ、必要となる規模を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
公設地方卸売市場	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ 検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(2) 特產品加工販売施設

(所管：経済・雇用戦略課)

◆位置付け

地場産業の振興、特産加工品の研究開発、加工品の製造販売及び地域間の交流により農業・農村の活性化を図るため設置

◆サービス提供の方針

行政が直接的に保有する必要性は低くなった施設については、より自由度の高い施設となるような活用等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①他の既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。 ②単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。
配置の考え方	—

特記事項	<ul style="list-style-type: none"> 利用状況等をふまえ、更新等検討時期より早く、転用・譲渡等を検討します。 和紙生産伝承施設（かみんぐさじ）は、借地の解消を検討します。
------	---

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。更新等が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。

なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期）※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		鹿野おもしろ市場 青谷ようこそ館 あおや和紙工房 和紙生産伝承施設（かみんぐさじ）	

（3）駐車場・駐輪場

①駐車場

（所管：財産経営課）

◆位置付け

市民の移動を円滑にするため設置

◆サービス提供の方針

当面は現状を維持しますが、民間事業者におけるサービス提供等をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①民間事業者の設置状況をふまえて検討します。 ②民間事業者による設置を検討します。
配置の考え方	一
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
駅南駐車場	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討（駅南庁舎等のあり方をふまえ検討）			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

- 次の施設は、計画期間終了後（2055 年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。
- また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。
- ・対象施設：片原駐車場（所管：都市環境課）

②駐輪場

（所管：交通政策課）

◆位置付け

市民の移動を円滑にするため設置

◆サービス提供の方針

現状維持を基本とし、民間事業者におけるサービス提供等についても検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①利用者の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。 ②民間事業者による設置を検討します。
配置の考え方	一
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用し、更新が必要となった場合は、基本的な考え方をふまえて検討を進めます。

なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
	鳥取駅高架下第1自転車 駐車場		鳥取駅高架下第2自転車 駐車場

15 農業振興施設

(1) 農業振興施設

(所管：農業振興課)

①新規就農者技術習得支援施設

◆位置付け

新たに就農しようとする者に対し農業に必要な技術及び知識の付与その他の支援を行うことにより、本市における農業の担い手の育成及び確保を図るため設置

◆サービス提供の方針

適宜サービスの必要性を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①利用推移（見込み）をふまえ規模を検討します。
配置の考え方	一
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
新規就農者技術習得支援施設	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17 頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024 年、2：2025～2034 年、3：2035～2044 年、4：2045～2054 年

②農業振興施設

(所管：農業振興課)

◆位置付け

中山間地域の活性化及びうるおいと活力のある地域農業の振興を図るため設置

◆サービス提供の方針

行政によるサービス提供の必要性が低くなっていると考えられ、サービスの必要性を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政において更新しないことを前提に検討します。 (行政として保有する必要性が低くなったため)
配置の考え方	一
特記事項	・これまでどおり「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」(※参考資料を参照)に沿って、可能な限り早期に地元への譲渡等を進めます。 ・地元へ譲渡等できない場合、転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
大井共同処理加工施設、成器地区農産物加工施設	佐治町農産物加工センター、鹿野ふるさと加工所、気高農産物加工施設、大村農産物加工施設	かちべ伝承館、香取農産物加工センター、社農産物加工施設、麻生地区農産物加工施設、円通寺共同加工所、国府七草の家、神戸ふれあいセンター	大茅地区農産物加工施設、東郷農産物加工施設、国安共同加工所、福部アイデア館

（2）農機具保管施設・共同作業施設

（所管：農業振興課、人権推進課）

◆位置付け

農業の振興を図るため設置

◆サービス提供の方針

利用者が限定的かつ営利目的の施設であることから、行政によるサービス提供は縮小します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①行政において更新しないことを前提に検討します。 (行政として保有する必要性が低くなったため)
配置の考え方	一
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> これまでどおり「鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針」 (※参考資料を参照)に沿って、可能な限り早期に地元への譲渡等を進めます。 地元へ譲渡等できない場合、解体・売却等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
円通寺共同作業所第2、下味野大型共同作業場、	高殿共同作業所、大村農機具保管施設、	服部・大豆処理調整施設、	馬場地区野菜栽培施設、

下味野農機具保管庫第3、夏ヶ谷共同作業所、宮長共同作業所、宮長農機器保管庫、旧下味野農機具保管庫第2、古海農機器保管庫第3、国安育苗施設、国安農機具保管庫第3、正法寺共同作業場、西品治農機具保管庫第4、大井農機具保管施設、大杙共同作業所第2、谷山畜産団地、中井二共同作業場、中井二農機具保管庫、中村共同作業所、中村農機器保管庫、馬場大型共同作業場、上山手共同作業所、上山手農機具保管庫、旧夏ヶ谷農機具保管施設、夏ヶ谷共同作業所（農機具保管庫）、下味野農機具保管庫第1、下味野農機器保管庫第1、古海農機器保管庫第1、上町屋小型動力ポンプ格納庫、南広西小型動力ポンプ格納庫、上葛谷農機具舎、大杙共同作業所第1、下古用瀬共同作業所	広域育苗施設、安蔵農事センター、上山手共同作業所、中井二畜産団地、中井二しいたけ施設、下曳田しいたけ施設、水耕栽培施設ハウス（管理棟）、鹿野・大工町農産物集出荷場、山根町農産物集出荷場、南広西農機具保管庫、麻生地区水気耕栽培施設、先城地区農機具保管施設、農機具保管施設兼共同育苗施設（気高）、谷山農機具保管庫第2、麻生農機具保管庫、南川農産物集出荷場、法楽寺農産物集出荷場、元品治共同作業所、元品治農機具保管施設第2、佐治町自然環境活用センター	馬場地区野菜栽培施設、先城地区農機具保管施設、中井二共同畜舎堆肥舎、中井二畜産団地、曳田しいたけ菌床培養室、水耕栽培施設ハウス（温室）、農機具保管施設兼共同集出荷施設（気高）、山ヶ鼻共同作業所第1、上葛谷共同作業所、宮長農機器保管庫（2棟）	水耕栽培施設ハウス（温室）、小別所共同作業場、稻常共同作業場、元品治農機器保管庫第1、松並農機具保管施設
--	--	--	--

イ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
観光農業園地等管理施設（飯盛山荘）	休止	（利用実態をふまえて） 更新しません	○			
農業バイオセンター（鹿野）	転用を検討	（利用実態をふまえて） 更新しません	○			
体験農園管理棟（佐治）	利活用、転用等を検討	基本的な考え方をふまえ検討			○	
炭やき体験の館	転用・譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討			○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

16 観光・保養施設

(1) 観光施設

(所管：観光戦略課、文化芸術推進課、生涯学習・スポーツ課ほか)

◆位置付け

観光振興及び地域の活性化を図るため設置

◆サービス提供の方針

観光施策を推進するため当面は現状維持しますが、年間の利用者（来場者）が3年連続で前年実績を下回った施設において、期限を区切って対策を行った上で、なお改善しない場合はサービス提供の根本的な見直し（廃止）を前提とし検討します。

ただし見直しにあたっては、観光振興、地域活性化等も踏まえ、地元・関係者等と十分協議しながら進めます。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②利用者が多い施設は充実し、利用者が少ない施設は縮小を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・設置目的が終了した施設や稼働率（利用率）が低い施設においては、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。 ・一部の施設で借地の解消を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
	流しひなの館 さじアストロパーク (観測所・木工体験学習 施設・多目的ハウス)	お城山展望台 さじアストロパーク (天文台) 食文化体験施設万葉の館 そば道場	鹿野往来交流館 道の駅「清流茶屋かわ はら」 サンドバルとっとり

イ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
用瀬観光物産センタ ー	現状どおり活用しつつ、流しひ なの館のあり方をふまえ検討	流しひなの館のあり方をふまえ検討	○			
さじアストロパーク (レストハウス)	現状どおり活用しつつ、利活 用、転用等を検討	基本的な考え方を ふまえ検討	○			

気高町遊漁センター	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討	○		
鳥取世界おもちゃ館	現状どおり活用(県と共同施設のため県と協議)	県と協議し検討		○	
因幡万葉歴史館	やまびこ館の分館として他施設との複合化を検討	基本的な考え方をふまえ検討		○	
気高町観光センター	現状どおり活用	(利用実態をふまえ)更新しない方向で検討		○	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。(17 頁参照)

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1 : 2016~2024 年、2 : 2025~2034 年、3 : 2035~2044 年、4 : 2045~2054 年

- 次の施設は、計画期間終了後（2055 年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。ただし、実際に更新を検討する時期は、建物の利用・立地状況や劣化進捗度などによって前後します。
また、施設見直しが必要となった場合は、更新等検討時期に関わらず、方向性を検討することとなります。
- ・対象施設：道の駅「神話の里白うさぎ」、鳥取砂丘砂の美術館

（2）文化財

（所管：文化財課、文化芸術推進課）

◆位置付け

文化の向上と福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

保存すべき施設であり、現状維持を基本とします。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①現存のとおり維持する方向で検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	建物（施設）の方向性		更新等検討時期
	当面（更新時まで）	更新時	
仁風閣	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討	—
城下町とっとり交流館	現状どおり活用（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえ検討	—

(3) 宿泊施設

(所管：観光戦略課、林務水産課ほか)

◆位置付け

市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と競合している施設については、サービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。

利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新を行わないことを前提として存廃について検討します。 ②民間活力による更新・活用を検討します。
配置の考え方	・市全体で配置を検討します。
特記事項	・設置目的が終了した施設や民間と競合する施設は、更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
	山王谷キャンプ場	柳茶屋キャンプ場（バーベキュー棟） 安蔵森林体験交流施設	

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態です。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を向かる）時期は下記のとおりです。

現状どおり活用しつつ、耐震対応について検討するほか、更新時には基本的な考え方をふまえて検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
たんぽり荘		山紫苑	

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
サイクリングターミナル砂丘の家	現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討	○			

宿泊研修施設コスモスの館	現状どおり活用（借地の解消を検討）	基本的な考え方をふまえ検討	<input type="radio"/>		
かわはら三滝荘	利用状況等をふまえ規模縮小等を検討	利用実態をふまえ検討	<input type="radio"/>		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

（4）日帰り温泉施設

（所管：観光戦略課、高齢社会課）

◆位置付け

市民の保養と観光の振興に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

サービス内容が民間事業者と競合しており、行政以外でも提供可能なサービスであることから、行政としてのサービス提供は縮小または廃止する方向で検討します。

利用が少ない施設については、サービスの根本的な見直しを前提に、観光振興、地域活性化の観点を持ち、関係者等と協議しながら検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新を行わないことを前提として存廃について検討します。 ②民間活力による更新・活用を検討します
配置の考え方	一
特記事項	・民間と競合することから、更新等検討時期を待たずに譲渡や転用等を検討します。 ・建物だけでなく、設備の耐用年数をふまえて更新時期等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
湯谷荘	現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>		
浜村温泉館	休止（サービス提供の方針に基づき検討）	基本的な考え方をふまえ検討		<input type="radio"/>		
ふれあい会館	現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討			<input type="radio"/>	
温泉館ホットピア鹿野	現状どおり活用しつつ、譲渡等を検討	基本的な考え方をふまえ検討			<input type="radio"/>	

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

17 公営住宅

(所管：建築住宅課)

◆位置付け

市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与するため設置

◆サービス提供の方針

県有施設や民間施設とのサービス内容や提供量を比較し、本市が直接提供するサービスの縮小を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①単独で更新する場合、施設総量の縮減目標をふまえ、規模を検討します。 ②借り上げ型公営住宅への転換を検討します。 ③民間と連携した住宅供給を検討します。
配置の考え方	・県有施設や民間施設の配置等を勘案し、統合・整理を検討します。
特記事項	・詳細は、鳥取市営住宅長寿命化計画で検討します。

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。

他の施設分類と同様に、財務省令を基準として算出した建物の更新等検討時期（耐用年数を迎える時期）は、下記のとおりです。

ただし、公営住宅においては、詳細な方針や更新を検討する時期等について、「鳥取市営住宅長寿命化計画」としてまとめることとし、当該計画は公営住宅法施行令に基づく耐用年限※を用いて作成します。（長寿命化計画の耐用年限等を優先します。）

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
長瀬団地（51~55）	国安団地（公営）	勝見団地	グリーソハイツあおや
駅南団地	出合団地	新麻生団地	旭町団地（12棟）
徳吉団地（R1~15）	西浜団地	青谷城山団地（勤労）	円通寺B団地
国安団地（改良）	青谷城山団地 (54~57)	青谷西町第二団地	円通寺C団地
吉成団地	大森団地（RG棟）	鷹狩団地	賀露団地
浪花団地	長瀬団地（57,58）	湯花団地	古海団地
大井団地	田島団地	馬場団地	湖山団地
青谷城山団地 (51~53)	徳吉団地 (R16~19)	矢口団地	材木団地
	浪花団地	用瀬城山団地	勝見団地
		下味野団地	西品治北団地
		下味野B団地	大森団地（RC棟）
		出合団地	湯所団地
		玄好団地	法花寺団地
		旭町団地（1~11棟）	
		円通寺団地	
		三角団地	

※大規模な棟が複数あることから耐用年数到来時期が複数期に存在する団地もあります。

※参考：公営住宅法施行令に基づく耐用年限

住宅	耐用年限
耐火構造の住宅	70年
準耐火構造の住宅	45年
木造の住宅	30年

イ) 耐震性能が低い施設

耐震診断の結果、下記の施設は耐震性能が低い状態であったため、次のとおり検討します。

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
中井二団地	現状どおり活用	長瀬団地への統合を検討	○			
下曳田団地	現状どおり活用	長瀬団地への統合を検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

ウ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
亀井団地	現状どおり活用	他の団地への統合を検討	○			
ほき元団地	現状どおり活用	他の団地への統合を検討	○			
勝見第2団地	現状どおり活用	廃止を検討	○			
わかとり団地	現状どおり活用	他の団地への統合を検討	○	○		
下佐貫団地	現状どおり活用	他の団地への統合を検討	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

●次の施設（一部の棟）は、計画期間終了後（2055年度以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期）を迎えます。

- 対象施設：青谷あさひ団地1、2、湖山団地5、7、賀露団地11

18 学校関連施設

(1) 小学校

(所管：教育総務課)

◆位置付け

心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すため設置

◆サービス提供の方針

全ての児童に適切なサービス（教育・発育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統廃合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、児童数の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。
配置の考え方	・校区審議会での議論等を基に配置を検討します。
特記事項	・空きスペースの活用や長期休業期間の利活用等を検討します。 ・規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。

なお、統合によって廃止となった施設については、その他施設に分類し、その後のあり方を検討します。

学校については、文部科学省の方針に基づく長寿命化策によって、建物の目標使用年数を約80年に延ばすことをめざすため、この場合には計画終了後（第4期以降）に更新等を検討する施設が多くなる見込みです。

なお、他の施設分類と同様に、財務省令を基準として算出した建物の更新等検討時期（耐用年数を迎える時期）は、下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016~)	第2期 (2025~)	第3期 (2035~)	第4期 (2045~)
美和小学校	大正小学校	遷喬小学校	日進小学校
湖南学園小学校	米里小学校	米里小学校	浜坂小学校
明徳小学校	稻葉山小学校	美保南小学校	岩倉小学校
久松小学校	東郷小学校	湖山西小学校	若葉台小学校
富桑小学校	世紀小学校	賀露小学校	醇風小学校
世紀小学校	湖山小学校	富桑小学校	国府東小学校
湖山小学校	津ノ井小学校	中ノ郷小学校	散岐小学校
浜坂小学校	美保小学校	湖南学園小学校	鹿野小学校
河原第一小学校	宮ノ下小学校	国府東小学校	美和小学校
西郷小学校	逢坂小学校	福部小学校	
用瀬小学校	浜村小学校	宝木小学校	
佐治小学校	青谷小学校	瑞穂小学校	
浜村小学校	末恒小学校	末恒小学校	
末恒小学校	倉田小学校	倉田小学校	
倉田小学校	面影小学校	稻葉山小学校	

面影小学校			
明治小学校			
神戸小学校			

※大規模な棟（概ね 1,000 m²以上）のみを掲載しています。

※大規模な棟が複数あることから、更新等検討時期が複数（棟別）存在する学校もあります。

※湖南学園小学校は、湖南学園中学校部分も含めます。

- 次の施設（一部の棟）は、計画期間終了後（2055 年以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令基準）を迎えます。

- ・対象施設：美保南小学校、青谷小学校、城北小学校、修立小学校

（2）中学校

（所管：教育総務課）

◆位置付け

小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すため設置

◆サービス提供の方針

全ての生徒に適切なサービス（教育・発育の場）を提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①中長期的に維持することが考えられる施設（校区審議会において統廃合を検討していない学校）については、文部科学省の方針に基づき、長寿命化の対策を施します。 ②周辺の公共施設との複合化を検討します。 ③単独で更新する場合、生徒数の推移（見込み）をふまえ規模を検討します。
配置の考え方	・校区審議会での議論等を基に配置を検討します。
特記事項	• 空きスペースの活用や長期休業期間の利活用等を検討します。 • 規模の適正化や機能の複合化など、これまでの本市の方針及び文部科学省の方針に基づき施設のあり方を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。

なお、統合によって廃止となった施設については、その他施設に分類し、その後のあり方を検討します。

学校については、文部科学省の方針に基づく長寿命化策によって、建物の目標使用年数を約 80 年に延ばすことをめざすため、この場合には計画終了後（第4期以降）に更新等を検討する施設が多くなる見込みです。

なお、他の施設分類と同様に、財務省令を基準として算出した建物の更新等検討時期（耐用年数を迎える時期）は、下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
江山中学校 北中学校	東中学校 桜ヶ丘中学校	東中学校 高草中学校	西中学校 中ノ郷中学校

湖東中学校 国府中学校 福部中学校 気高中学校 鹿野中学校 青谷中学校	中ノ郷中学校 湖東中学校	南中学校 湖東中学校	北中学校
--	-----------------	---------------	------

※大規模な棟（概ね 1,000 m²以上）のみを掲載しています。

※大規模な棟が複数あることから、更新等検討時期が複数（棟別）存在する学校もあります。

※湖南学園中学校は、小学校の分類に掲載しています。

●次の施設（一部の棟）は、計画期間終了後（2055 年以降）に更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令基準）を迎えます。

- ・対象施設：千代南中学校、桜ヶ丘中学校、河原中学校、南中学校、気高中学校（改築中の棟）、青谷中学校（改築中の棟）

（3）学校給食センター

（所管：学校保健給食課）

◆位置付け

学校給食を共同調理するため設置

◆サービス提供の方針

安全・安心な給食を継続的かつ安定して提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①必要な規模を確保します。 ②民間活力を活用した更新を検討します。
配置の考え方	・提供食数の推移（見込み）や移動条件（給食配送）等をふまえ、可能な限り統合を検討します。
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

財務省令基準により算出した建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。なお、実際に更新を検討する時期は、施設の性質上、衛生管理基準への対応状況、施設設備の劣化状況などを勘案する必要があるため、更新等検討時期に関わらず、基本的な考え方をふまえ第 1 期内に方向性を検討します。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
福部小学校（給食室）		第一学校給食センター 第二学校給食センター 湖東学校給食センター 気高校学校給食センター 鹿野学校給食センター 青谷学校給食センター	国府学校給食センター 河原学校給食センター

19 公園施設

(所管：都市環境課、林務水産課)

◆位置付け

住民の健康及び福祉の増進を図るため設置

◆サービス提供の方針

公園利用者が安心して公園を利用できるよう現状維持を基本とし、必要なサービスを提供します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①必要な規模での更新を検討します。
配置の考え方	一
特記事項	都市公園に位置づけられる施設については、「鳥取市公園施設長寿命化計画」で検討します

◆個別の建物（施設）について

ア) 基本的な考え方をふまえ検討する施設

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、建物の更新等を検討する（耐用年数を迎える）時期は下記のとおりです。

更新等検討時期（耐用年数の到来時期 ※財務省令を基に算出）			
第1期 (2016～)	第2期 (2025～)	第3期 (2035～)	第4期 (2045～)
		本的場公園（管理棟） 東富安公園（鳥取市交通公園）	殿ダム交流広場

※公園の管理に必要な管理棟で100m²以下の小規模なものは省略しています。

イ) 上記以外の施設

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
樗谿公園（梅鯉庵）	現状どおり活用	集会施設として利用状況等をふまえ検討	○			
行徳緑地（行徳苑）	現状どおり活用	集会施設として利用状況等をふまえ検討	○			
とっとり出会いの森	現状どおり活用（県と共同施設のため県と協議）	県と協議し検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

20 環境関連施設

(1) 済水施設（簡易水道施設）

（所管：農村整備課）

◆位置付け

地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

◆サービス提供の方針

市民生活を守る上で必要な機能として継続してサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①必要な規模で更新します。
配置の考え方	—
特記事項	<ul style="list-style-type: none">今後も行政による整備・更新を行います。水道局への移管を予定しています。

◆個別の建物（施設）について

今後、施設を水道局へ移管し、公営企業会計の基で更新等が検討されますので、再配置計画では掲載しません。

(2) 可燃物処理施設

（所管：生活環境課）

◆位置付け

地域の福祉の増進及び環境衛生の向上のため設置

◆サービス提供の方針

必要な機能として継続して機能を維持します。環境に配慮した設備設置を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①人口推移等をふまえ必要な規模で更新します。
配置の考え方	—
特記事項	<ul style="list-style-type: none">今後も行政による整備・更新を行います。建物の耐用年数に加え、設備の耐用年数をふまえて更新を検討します。

◆個別の建物（施設）について

現状どおり活用しつつ、基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。なお、施設の性質上、設備の老朽化（劣化）をふまえて更新等を検討する必要があります。

- 対象施設：神谷清掃工場、国府町クリーンセンター、レインボーフーくべ、ながおかクリーンステーション

21 その他施設

(1) その他施設

①埋蔵文化財調査センター

(所管：文化財課)

◆位置付け

文化財を発掘・調査するために設置

◆サービス提供の方針

出土品（遺物）等を保管するほか、調査するためサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①既存施設（民間施設含む）の活用（機能移転・複合化等）を検討します。 ②コンテナ倉庫等の活用などを検討します。
配置の考え方	—
特記事項	・主として収蔵等を担っており、必要性を検討し、適宜見直しを図ります。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方針		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
埋蔵文化財調査センター	現状どおり活用。増加する遺物等の保管先を検討	基本的な考え方をふまえ検討します	○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

②国際交流プラザ

(所管：政策企画課)

◆位置付け

市民と外国人との相互国際理解及び国際交流を促進し、鳥取市の国際化の推進に資するため設置

◆サービス提供の方針

国際交流の促進、国際化が進む中での在住外国人支援の拠点として、必要な機能の拡充などサービスの内容を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配置の考え方	—
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
国際交流プラザ	機能移転を検討（国際交流 プラザ部分のみ）	基本的な考え方をふま え検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

③リサイクルドリームハウス

（所管：生活環境課）

◆位置付け

省資源活動を推進し、市民にふれあいの場を提供するため設置

◆サービス提供の方針

行政として、現在のまま保有する必要性は低いため、用途転用等によってより自由度の高い施設となるよう検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①行政による更新を行わないことを前提として検討します。 ②既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配置の考え方	一
特記事項	・更新等検討時期を待たずに、譲渡や転用等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
リサイクルドリーム ハウス	現状どおり活用（転用・譲 渡を検討）	基本的な考え方をふま え検討		○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

④鳥取テレトピア（有線テレビジョン放送施設）

（所管：情報政策課）

◆位置付け

地域間における情報格差を解消するため設置

◆サービス提供の方針

機器の保管、情報発信の拠点としてサービスを維持します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①他の既存施設の活用（機能移転・複合化等）を検討します。
配置の考え方	一
特記事項	

◆個別の建物（施設）について

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
有線テレビジョン放送施設	現状どおり活用	基本的な考え方をふまえ検討				○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17 頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024 年、2：2025～2034 年、3：2035～2044 年、4：2045～2054 年

（2）民間活用中の施設

◆位置付け

市民サービスの向上や、地域活性化などのため、行政として設置目的を終えた施設を民間等が活用（転用）している建物

◆サービス提供の方針

建物の有効活用として、活用できる状況であれば現状どおり貸付等を行いますが。安全性等に問題がある場合は貸付停止や解体等を検討します。

サービス継続にあたっては、利活用者との協議をふまえて検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方針	①行政による更新を行わないことを前提として協議します。 (当初の設置目的を終え、行政として保有する必要性が低くなったため) ②サービス継続が必要な場合、他の既存施設の活用（移転）等をふまえ協議します。
配置の考え方	一
特記事項	・可能な限り利用者等への譲渡を行い、利用者にとって自由度の高い施設とします。

◆個別の建物（施設）について

サービス提供の方針等をふまえて、取り組みを進めます。更新時には基本的な考え方をふまえ検討します。

施設名	既存建物（施設）の方向性		更新等検討時期			
	当面（更新時まで）	更新時	1	2	3	4
鹿野地区コミュニティ施設（屋内運動場）	現状どおり	基本的な考え方をふまえ検討	○			
旧鹿野幼稚園	現状どおり		○			
旧大茅小学校	現状どおり（機能移転等を検討）		○			
国府中学校（寄宿舎）	用途転用を検討		○			
旧成器小学校	現状どおり（機能移転等を検討）		○			
いきいき成器保育園	現状どおり（譲渡等を検討）		○			
旧河原幼稚園	現状どおり		○			
旧河内へきち保育所	現状どおり（借地の解消を検討）		○			
旧日置谷小学校	現状どおり（更なる活用を検討）		○			
旧用瀬分団消防ポンプ車庫	譲渡等を検討		○			
青年会館（用瀬）	現状どおり（譲渡等を検討）		○			
簡易プール（佐治）	現状どおり		○			
緑の郷	現状どおり（譲渡等を検討）		○			
旧勝谷幼稚園	現状どおり（譲渡を検討）		○			
旧小鷺河幼稚園	現状どおり（譲渡を検討）		○			
旧八上保育園	現状どおり（譲渡を検討）		○			
職員会館白砂	現状どおり（譲渡等を検討）		○			
旧佐治中学校	現状どおり（更なる活用を検討）		○			
旧佐治中学校（体育館）	現状どおり（活用を検討）		○			
谷山共同浴場	地元譲渡を検討		○			
麻生屋内児童遊園	現状どおり		○			
旧気高第1分団ポンプ車格納庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧下佐貫共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧麻生農機具保管庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
麻生共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧夏ヶ谷共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧下味野共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧上町屋共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧上町屋農機具保管庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧南広西共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧山ヶ鼻農機具保管庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧西品治共同作業所第1	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
旧西品治共同作業所第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

施設名	既存建物（施設）の方向性	更新時	更新等検討時期			
	当面（更新時まで）		1	2	3	4
西品治農機具保管庫第3	現状どおり（地元へ無償貸付）	基本的な考え方をふまえ検討	○			
円通寺農機具保管庫第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
下曳田農機具保管庫	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
古海農機器保管庫第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
古海共同作業所第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
高殿農機器保管施設第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
国安共同作業所第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
国安農機具保管庫第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
山ヶ鼻共同作業所第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
西町共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
西品治農機具保管庫第3	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
蔵内共同作業場	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
谷山共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
谷山農機具保管庫第1	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
田島農機具保管庫第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
馬場共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
馬場農機器保管施設	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
別府共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
倭文共同作業所	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
倭文農機具保管庫第1・第2	現状どおり（地元へ無償貸付）		○			
鳥取市お試し定住体験専用施設	現状どおり		○			
佐治町郷土文化保存伝習施設	現状どおり（用途転用を検討）		○			
焼き物工房	現状どおり（利用団体へ無償貸付を検討）		○			
柘本簡易郵便局	譲渡等を検討		○			
湖南中学校	現状どおり		○			
旧佐治学校給食センター	現状どおり		○			
ふたば作業所貸付建物	現状どおり		○			
尾際観光案内所	解体を検討		○			
一般住宅（宝木）	現状どおり（譲渡等を検討）		○			
佐治大型共同作業場	現状どおり（事業者へ有償貸付）		○			
下曳田大型共同作業場	現状どおり（事業者へ有償貸付）		○			
旧福部幼稚園	現状どおり		○			
西円通寺大型共同作業場	現状どおり（事業者へ有償貸付）					○
高齢者いきいき交流センター（用瀬）	現状どおり（用途転用を検討）					○

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

(3) 未活用施設

◆位置付け

行政として設置目的を終え、現在は活用されていない施設（一時的に倉庫となっているものを含む）

◆サービス提供の方針

建物の状態が良好な場合は、利活用や譲渡等を検討しますが、安全性等の問題がある場合は解体等を検討します。

◆基本的な考え方

更新時の方向性	①活用が見込まれない場合、更新しません。 ②活用される場合、活用の内容（施設分類）に応じて検討します。
配置の考え方	一
特記事項	・可能な限り早期に活用を検討します。（支出を伴わない手法） ・活用等が困難な場合、譲渡・解体等を検討します。

◆個別の建物（施設）について

基本的な考え方をふまえて取り組みを進めます。更新時には基本的な考え方をふまえ検討します。

施設名	既存建物（施設）の方向性 当面（更新時まで）	更新時	更新等検討時期			
			1	2	3	4
旧大正保育園	解体等を検討		○			
旧ひまわり保育園	貸付を検討中		○			
旧青谷中央公民館	解体予定		○			
旧末恒地区公民館	解体を検討		○			
佐治町豪雪山村開発総合センター	現状どおり (支所のあり方をふまえ検討)		○			
旧国府町総合支所	解体を検討		○			
旧日置地区公民館	譲渡等を検討		○			
旧勝部地区公民館	譲渡等を検討		○			
国安共同作業所第1	譲渡等を検討		○			
旧東郷児童館	譲渡等を検討		○			
旧湖山地区公民館	譲渡等を検討		○			
用瀬学校給食センター	利活用を検討		○			
海浜清掃車格納庫（福部）	譲渡等を検討		○			
旧ふたば保育園	譲渡等を検討（借地の解消を検討）		○			
下佐貫大型共同作業場	利活用を検討			○		
リバーフレンド鳥取	譲渡等を検討			○		
園芸用ガラスハウス	譲渡等を検討			○		

※個別の建物（施設）については、「現時点の市における基本的な方向性（考え方）」を示すもので、決定事項ではありません。（17頁参照）

※更新等検討時期（耐用年数の到来時期）

1：2016～2024年、2：2025～2034年、3：2035～2044年、4：2045～2054年

第6章 再配置計画の推進・マネジメント

1 推進体制

(1) 全庁的な体制

再配置計画の推進にあたっては、行財政改革推進本部（本部長：副市長）など、既存の組織を有効に活用しつつ、庁内で横断的な連携を図るための体制を構築します。また、必要に応じて個別事業の検討体制を整えます。

(2) 庁内の役割分担

①公共施設経営担当部署（財産経営課）

再配置計画の推進役として“公共施設経営全体の進捗管理”や“個別事業間の調整”、“事前協議等を通じた自治体経営への関与”“各種ファシリティマネジメント施策の企画・提案・実践”を担います。

②施設所管課

基本方針及び再配置計画に基づき、積極的に公共施設のあり方を見直すほか、個別事業の実施主体となって公共施設経営を進めます。

③財政担当部署（行財政改革課）

公共施設経営の考え方をふまえた予算配分に努めることで、将来にわたり安定した自治体経営（財政）に努めます。

2 データベースの構築

施設の転用や複合化等の検討を効率的に行うため、公共施設の情報を一元化したデータベースを構築し、管理します。

また、民間事業者等との事業連携を円滑に行うため、可能な限り分かりやすく、情報共有できる体制（仕組み）の構築にむけて取り組みます。

3 計画マネジメント（進行管理）

計画期間を分割し、各期（概ね 10 年毎）において特に重点的に解消すべき課題や施設見直しの工程表等を設定したアクションプラン（仮称）を作成し、積極的に公共施設経営を推進します。

施設再配置や総量縮減などについては、毎年度、その内容や進捗状況について検証を行い、継続的な見直しを行います。

施設単体だけでなく、まちづくりの一環としての公共施設経営となるよう各種計画と整合性を図りつつ取り組みを進めます。

4 計画の見直し

社会経済情勢の変化等に伴い、今後、新たに顕在化する課題等に柔軟かつ迅速に対応するため、必要に応じて再配置計画等の見直しを行います。

《用語説明》

※再配置計画における解釈

用語	説明
維持管理費	施設の維持にかかる経費のうち保守点検費・清掃費・警備費・経常的な小規模修繕費・借地料等のこと
インフラ	道路や橋りょう、上下水道など社会基盤のこと
合併算定替	市町村合併後10年度（本市の場合は2014年度まで）は、合併前の旧市町村が存続するものとして計算した交付税額の合計額を下回らないようにし、11年度目以降は段階的に交付税額が縮減させていくことにより、合併市町村が交付税上不利益を被ることのないよう配慮された制度のこと
公共施設	公共の福祉のために整備した建築物（屋根がある建物）のこと
公共施設等総合管理計画	公共施設等（公共施設及びインフラ）の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に進めるための計画のこと。（平成26年4月に総務省が全ての自治体に対して策定要請）
更新経費	建物の建替えや大規模改修または更新等に要する経費（建設・修繕・更新・維持・解体にかかる経費）のこと
コンパクトシティ	分散した都市機能を集約させ、生活圏の再構築を進めることで、都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型まちづくりのこと。本市では、各拠点に都市機能を集約し、拠点を公共交通等で結ぶ「多極型コンパクトシティ」に向けて取り組んでいる
施設機能	施設で提供されるサービスまたは施設利用を通じて得られるサービスのこと（本方針での解釈）
生涯経費（ライフサイクルコスト）	建物の生涯（企画から設計・建設・運営管理・修繕・解体まで）のサイクルに発生する全ての経費のこと
耐用年数	建物（減価償却資産）が使用できる期間として法的に定められた年数のこと。（再配置計画では財務省令を基に設定。物理的な耐用年数とは異なる）
多機能化	一つの施設に複数の機能を持たせること。同一の居室を複数の施設で使用すること
地方交付税	地方公共団体ごとの不均衡の是正や一定レベルの行政サービス提供を維持するための財源を保障する国から地方に再配分される財源のこと
ファシリティマネジメント	事業体が目的を達成するために、公共施設等の経営資源（ファシリティ）を総合的に企画、管理、活用すること
複合化	一つの土地や建物に複数の異なる施設を集めること。（集約化は、同一種類の複数施設（棟）を一つの施設（棟）にまとめること）
ふるさと創生1億円事業	1988年から翌年にかけて、地域振興を目的として、国が各市町村に対して1億円を交付した政策（事業）のこと（自ら考え自ら行う地域事業）
フルセット（公共施設）	各自治体（地域単位）において、それぞれホール、公民館、体育館などの公共施設を一通り配置している状態のこと
用途転用	使用する建物を当初の用途から他の用途へと変更すること。
ローリング	複数の年度にまたがる中長期計画を管理するため、毎年の環境変化を考慮して計画を見直し、必要に応じて改訂を行なう手法のこと
PDCAサイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（検証）、Action（改善）の4つのステップを一つのプロセスとして捉えて（管理）マネジメントしていくこと
Win-Win	当事者双方が利益やメリットを享受すること

《鳥取市PR欄》

すごい! 鳥取市

すごい!が、
ギュッと詰まった都市、
鳥取市を“すごいウサギ”が
ギュギュっと紹介!!

見つけよー！見てみよー！

すごい！鳥取市

検索



<http://www.city.tottori.lg.jp/sugo/>



ダイナミックな地形の歴史や不思議がいっぱい
の山陰海岸ジオパーク。この美しい地質遺産を
「見て」「学び」そして恵みを「食べて」、存分にお
楽しみください。



山陰海岸ジオパーク

 砂の美術館
THE SAND MUSEUM
TOTTORI SAND MUSEUM



〒689-0105 鳥取市福部町湯山 2083-17
Tel.0857-20-2231 Fax.0857-20-2232

砂の美術館は、雄大な鳥取砂丘の
一角に砂像彫刻を展示する、世界
初の全天候型の美術館です。

料 一 般 / 600円(500円)
小中高校生 / 300円(200円)
※()内は20名以上の団体料金

営 午前9時～午後8時(最終入館:午後7時30分)

休 展示替期間中

無料駐車場 美術館前駐車場 34台(うち大型4台)
展望駐車場 184台(うち大型4台)

《鳥取市公共施設再配置基本計画》

資料編

参考資料 1 : 計画策定までの取り組み経過	8 1
参考資料 2 : 鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針	8 2
参考資料 3 : 公共施設経営の事例	8 5

●市公式ウェブサイトで公開する関連資料

- ①鳥取市公共施設白書
- ②鳥取市公共施設の経営基本方針
- ③鳥取市公共施設再配置基本計画（素案）に対する市民政策コメントの結果
- ④施設データベース（土地・施設の基本情報をオープンデータとして提供）※随時更新

参考資料 1

計画策定までの取り組み経過（関連事業含む）

1. 検討経過等について

- 平成19年 9月 鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針の策定
平成25年 6月 鳥取市ファシリティマネジメント推進プロジェクトチームの設置
平成26年 2月 鳥取市公共施設白書の策定、公表
4月 インターネットモニター調査の実施
8月 鳥取市公共施設のあり方見直しに関する研究会の設置
9月 市民アンケートの実施（対象：3,000人）
12月 鳥取市公共施設の経営基本方針案に対する市民政策コメント募集
平成27年 2月 鳥取市公共施設のあり方見直しに関する研究会から提言書を受理
鳥取市公共施設の経営基本方針の策定、公表
8月 鳥取市公共施設経営推進委員会の設置
12月 鳥取市公共施設等総合管理計画の策定、公表
平成28年 2月 鳥取市公共施設再配置基本計画案に対する市民政策コメント募集
・寄せられた意見：9件（5人）
3月 鳥取市公共施設再配置基本計画の策定、公表

※各種会議の資料や市民アンケート結果等は、市公式ウェブサイトで公開

2. 公共施設経営に関する情報の入手手段（周知媒体）について

媒体	入手・閲覧方法等	備考
マンガ風リーフレット	市庁舎・総合支所・地区公民館に設置	3種類
資料「鳥取市の公共施設の再配置 7つの質問」	市庁舎・総合支所・地区公民館に設置	平成28年2月 市報折込
広報用DVD	図書館、地区公民館で貸出 (市公式ウェブサイトから閲覧可能)	
出前座談会	市に対して申込み（下記参照）	

※その他、公開講演会やぴょんぴょんネット、市報等を通じて情報提供

※各資料のデータや公開講演会資料等は、市公式ウェブサイトで公開

《出前座談会の申込み方法》

- ① 市内在住・在勤・在学の団体又はグループ（5人以上）でお申し込みください。
- ② 会場の手配は、申込者の負担でお願いします。また、場所は鳥取市内に限ります。
- ③ 開催時間は、午前9時から午後8時までの間で設定してください。
- ④ 営利を目的とする場合は、申し込みできません。
- ⑤ 市公式ウェブサイトから申込書をダウンロードして、希望日の7日前までにFAX又は電子メールで市財産経営課へ提出してください。

※繁忙期や業務の都合等によって、ご希望に沿えないこともありますので、ご了承ください。
※パソコンをご利用いただけない方は、電話で市財産経営課までご連絡ください。

参考資料2

鳥取市有施設の民間等への譲渡に関する取扱い方針

(平成19年9月：鳥取市行財政改革課策定)

1. 方針策定の背景と趣旨

国は、経済活動の低迷に伴う財政悪化からの脱却を図るため、いわゆる『骨太の方針』の中で、「民間にできることは民間に」という原則の下、地方自治における規制緩和と公務市場開放の主要施策として、官民の役割を明確にし、可能なものは民間に委ねることを基本とすることとしています。

本市においても、市民との協働を政策の中心に据えて、地域コミュニティの充実強化を図るとともに、第4次鳥取市行財政改革大綱に基づき、指定管理者制度等の活用による民間活力の導入により、市民サービスの向上と経費縮減の両立を目指した取り組みを進めています。

こうした潮流の中で、市有施設のあり方を再検討した結果、指定管理者制度の導入方針や施設の方向性を示した『鳥取市指定管理者制度活用ガイドライン』で、将来譲渡を検討する施設と位置付けた施設の集会所等は、特定地域のみで利用される施設であることから、行政関与の必要性が低く、管理形態を見直し、当該自治会等へ譲渡すべきものと考えます。

また、平成19年6月策定の『第4次鳥取市同和対策総合計画』の中で、「同和対策事業で建設した市が所管する地区内施設については、これまでの利用状況を踏まえ、今後の有効な活用や管理のあり方等について地元と協議しながら検討することとしており、同様に計画を踏まえた協議を進めるものとします。本方針は、これらの市有施設の管理形態を見直し、自治会等への譲渡等について定めるものです。

平成19年9月

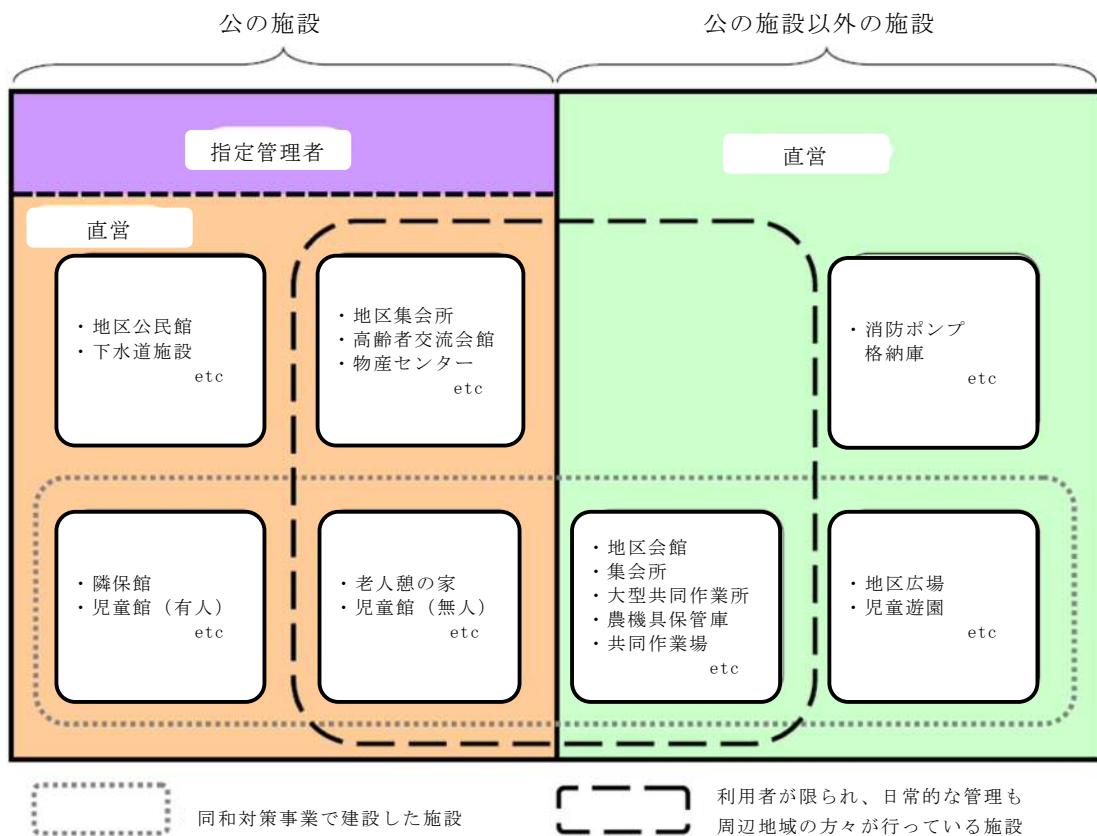
2. 譲渡対象施設の考え方

平成19年7月末時点で、本市は1,029施設を有し、これらは「公の施設」と「公の施設以外の施設」に分けられます。

指定管理者制度が導入できない小中学校を除いて、本市の公の施設は815施設で、平成17年3月に策定した『鳥取市指定管理者制度活用ガイドライン』では、公の施設を「指定管理者により管理」あるいは「当面直営」する施設に分類しています。また、当面直営とする施設は、将来の方向性について細分化しています。

その中で、「当面は直営とするが、将来的に譲渡を検討する」「民間等に類似サービスがあり、将来的に譲渡を検討する」と分類した施設については、現況を考察し、施設所在地域の方々が主な利用者であり、かつ、当該地域の方々により日常的に管理されていると判断できる施設を譲渡対象とします。

また、公の施設以外の施設のうち、同様に判断できる施設を譲渡対象とします
以上のことを図化すると次のとおりとなります。



3. 施設譲渡の内容

（1）譲渡対象施設について

別表1に示す施設を譲渡対象とします。

（2）譲渡方法について

建物は無償譲渡とし、土地が市有地の場合は土地を無償貸付とします。

なお、土地が私有地等の場合は、建物の無償譲渡のみ行うものとします。

（3）譲渡時期について

譲渡にあたっては地元との協議などが必要なことから、平成19年度中に条件整備を行い、平成20年度からを目途に、条件が整ったものから、順次、譲渡していくこととします。

（4）維持管理経費について

現在、市が光熱水費、修繕費等、施設の維持管理に要する費用を負担している施設について、譲渡後は地元が管理経費を負担するものとします。

（5）起債事業または国・県の補助事業により設置した施設について

以下の事項に該当する施設については、行財政改革課と協議して譲渡を進めることとします。

- ① 起債事業により設置した施設で、起債の償還が完了していない施設
- ② 国・県の補助事業により設置した施設で、『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179条）』第22条の規定に基づく、財産の処分制限期間を超えていない施設

(6) 譲渡手続きについて

譲渡に必要な事務処理及び手順については、施設ごとの諸条件により異なりますが、別に定める手順を基本に進めるものとします。

【別表1】

区分	所管課	分類	施設数
公の施設	協働推進課	集会所	49
	農業振興課	集会所	54
	林務水産課	集会所	1
		物産センター	1
	生涯学習課	集会所	4
	児童家庭課	児童館（無人）	7
	高齢社会課	屋内広場	1
		高齢者交流施設	2
		老人憩の家	20
	小計		139
同和対策事業で建設した施設	同和対策室	地区会館	22
		集会所	20
		大型共同作業場	6
		共同浴場	1
	農業振興課	共同作業場	39
		農機具保管庫	44
		その他農業施設	16
	児童家庭課	児童館（無人）※再掲重複	7
	高齢社会課	老人憩の家※再掲重複	20
	小計		175
合計		※再掲重複を除く	287

※いずれも平成19年9月時点のデータ

【以下、省略】

※本取扱い方針に基づき、地元等と協議を行い、調整が図られた施設から順次譲渡を行っています。

参考資料3

公共施設再配置の事例

事例1(浜松市)

民間貸付

◆廃校

- ・市民協働センターへの転用、民間事業者による地域活動拠点や森林組合の事務所兼作業所、地域集会場などに貸付

★地域で簡易郵便局・診療所を誘致★



地元へ無償貸付⇒自治会館、郵便局、診療所、体育館での展示イベント

事例2(浜松市)

機能集約(施設統合)と民間貸付

- ・金融機関
- ・郵便局
- ・国出先機関
- ・民間保険会社等
- ・NPO団体

(貸付)

【佐久間協働センター】
※旧佐久間町役場・ホール



☆貸付により
890万円／年の収入



【さくま郷土遺産保存館:統合・廃止】
解体・借地の返還

【佐久間就業改善センター:統合・管変】

事例3(さいたま市)

◎泰平小と大砂土デイサービスセンター

学校の活用



三橋小学校と三橋公民館の複合 (公民館の調理実習室と小学校の家庭科室が連結)



余裕教室を活用した放課後児童クラブ



稼働率の低い教室の有効活用

事例4(秦野市)

新しい公民連携(1)

○市有地へのコンビニ建設

- ・図書館の図書返却受付
- ・市刊行物等の販売
- ・住民票の受取サービスなど

※24時間年中無休で実施
※建設にあたり、公費負担なし
(事業用定期借地として出店者が建設)
※賃料は、庁舎の維持補修に充当



住民票受取サービス

事例5(佐倉市)

新しい公民連携(2)

○民間プールの活用

水泳の指導(授業)を民間委託
ライフサイクルコストの観点から
民間プールを活用(市がプールを保有しない)

- ・専門指導者による効果的指導
- ・安全性の確保(教職員が監視に集中)
- ・移動の手間や一般開放できない等のデメリットがあるが、それを上回るメリットが見込まれることから導入

バスで移動



※各自治体担当者の了解のもと掲載



これからのお施設を考えるキャラクター
とっとりん

鳥取市公共施設再配置基本計画

平成28年(2016年)3月

編 集 鳥取市総務部総務調整監財産経営課

〒680-0845 鳥取市富安二丁目138番地4
電 話 (0857) 20-3852
F A X (0857) 20-3879
E-mail zaisankanri@city.tottori.lg.jp